

令和7年度版

人権施策の実施状況報告書

(令和6年度の人権施策の実施状況)

令和8年2月

相模原市

目 次

第1章 相模原市人権施策推進指針の概要	1
1 基本理念	1
2 人権施策の基本姿勢	1
3 分野別施策の基本的方向	2
第2章 相模原市人権施策推進指針における分野別施策ごとの事業の実施状況	5
一覧の見方	5
1 子どもの人権尊重と権利を保障する取組の推進	7
2 男女共同参画社会の実現と女性に関する人権施策の推進	15
3 障害のある人の人権尊重と「共にささえあい 生きる社会」の実現	18
4 高齢者の人権尊重と社会参加に向けた取組の推進	33
5 同和問題(部落差別)の解決に向けた取組の推進	38
6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会の実現	40
7 疾病等に対する理解促進と相談・支援体制の充実	44
8 性自認や性的指向等に関する理解や支援に向けた取組の推進	48
9 労働者の人権尊重に向けた取組の推進	51
10 災害に起因する人権問題に対する取組の推進	53
11 貧困や生活困窮に関する取組の推進	55
12 自殺や自死遺族に対する理解や支援に向けた取組の推進	57
13 インターネットの普及に伴う人権課題に対する取組の推進	60
14 様々な人権課題に対する取組の推進	62

第1章 相模原市人権施策推進指針の概要

本報告書は、相模原市人権施策推進指針(以下「推進指針」という。)の施策体系に基づき、令和6年度の人権関連施策の実施状況について点検・確認をするものです。

推進指針は、「人権尊重のまちづくり」を実現することを目的に、本市が実施すべき人権施策の基本姿勢を示し、人権施策の全体像を明らかにするとともに、主要な人権分野における具体的施策の方向性を示すものです。また、令和6年3月に制定した「相模原市人権尊重のまちづくり条例」では、第7条において人権尊重のまちづくりに関する施策を推進するための指針として位置付けられています。

推進指針の概要は、次のとおりです。

1 基本理念

一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、

お互いの人権を認め合う共生社会の実現

すべての人の人権が保障され、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するためには、一人ひとりの個人をかけがえのない存在として尊重することが前提となります。

個人の人権が尊重され、性別、年齢、国籍や民族、疾病や障害の有無、文化、生活習慣の違い等を理解し、お互いの人権を尊重し合うことにより共生社会が実現します。

そして、共生社会の実現は、社会経済情勢等の変化に対応することができる豊かで活力のある地域社会の実現につながるものです。

2 人権施策の基本姿勢

推進指針では、人権施策の基本姿勢として、次のとおり掲げています。

- (1)あらゆる施策へ人権尊重の理念を反映
- (2)人権教育・人権啓発の推進
- (3)人権擁護に向けた相談・支援体制の充実
- (4)多様な主体と連携した取組の推進

3 分野別施策の基本的方向

推進指針では、次のとおり分野別に施策を分類し、基本的方向を記しています。

基本理念

一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現

分野別施策の基本的方向

1 子どもの人権尊重と権利を保障する取組の推進	教育・啓発の推進	・子どもの権利を大切にする教育の推進 ・虐待やいじめの根絶に向け、自己の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育の推進 ・子どもに関する施策及び取組の実施に当たり、子どもが参加し、又は意見を表明する機会を確保
	相談・支援の充実	・子どもの権利侵害に対する相談や救済などの支援 <虐待やいじめの根絶に向けた取組の推進> ・いじめ等の悩みや課題を持つ児童・生徒やその保護者が、学校や地域で気軽に相談できる支援体制の充実 ・児童相談所、警察、医師会等の関係機関が連携した要保護児童対策地域協議会を活用し、虐待や非行の早期発見及び適切な保護に努めるとともに、子どもとその家族を見守る支援体制の充実 ・子どもが安心して学習等に取り組めるよう、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめを把握した場合には、迅速かつ組織的な対応を図る <困難を抱える子どもや家庭への支援> ・経済的困難を抱える家庭への支援の推進 ・ひとり親家庭等の自立に向けた支援の推進 ・子どもの学習機会の保障 ・多様な文化的背景をもった子どもと家庭への支援 ・医療的なケアが必要な子どもについて、教育を受けるためのサポート体制の充実
2 男女共同参画社会の実現と女性に関する人権施策の推進	教育・啓発の推進	・社会的・文化的に形成された性差(ジェンダー)による役割分担意識によって生じる差別の解消に向けた、教育・啓発 ・教育・学習の場における男女平等教育の充実 ・男女共同参画が正しく理解されるよう、多様な機会や媒体、手段を通じた意識啓発 ・セクシュアル・ハラスメントなどの防止、性の商品化の解消に向けた啓発 ・性暴力やデートDVなどによる被害を防ぐための若年層に対する啓発
	相談・支援の充実	・女性相談を充実させるとともに、対応する職員のスキルアップ ・DV被害者に対する相談、一時保護と自立支援の充実 ・男性に対する相談や支援体制の充実
	政策・方針決定過程への女性の参画の推進	・市や事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画の推進
	職業生活における女性の活躍推進	・雇用における男女平等な機会と待遇の確保、能力発揮促進のための支援等
3 障害のある人の人権尊重と「共にささえあい生きる社会」	教育・啓発の推進	・障害のある人に対する誤解や偏見に基づく差別を無くし、理解を促進するための啓発 ・相手の立場になって共感することのできるような人権及び福祉に関する取組 ・心のバリアフリーの教育やユニバーサルデザインの普及啓発
	相談・支援の充実	・障害の特性、種別や程度に応じた相談体制の充実、サービスの提供 ・行政及び相談支援事業者、近隣住民などの地域の多様な人材を活用した、安心して身近

の実現		で相談できる環境の整備 ・障害のある人のニーズや特性に応じたわかりやすい情報提供 ・介護者の介護負担を軽減するため、身近な地域での総合的な相談・支援 ・児童・生徒の障害の状態に適した相談体制の充実 <障害のある人の権利擁護に向けた取組> ・障害のある人への虐待の防止及び早期発見と適切な対応の推進 ・成年後見制度の利用の促進と市民後見人の養成及び活動支援 ・福祉サービス利用援助事業の充実 ・障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供
	障害のある人の社会参加に向けた取組の推進	・ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化 ・就労を支援するための取組の充実 ・インクルーシブ教育の推進に向けた取組
4 高齢者の人権尊重と社会参加に向けた取組の推進	教育・啓発の推進	・高齢者が尊厳をもって生活を送ることができるよう、高齢者の虐待防止に関する普及啓発 ・成年後見制度についての理解 ・認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症に対する理解の促進
	相談・支援の充実	<高齢者の権利擁護に向けた取組> ・高齢者虐待等の防止及び早期発見と適切な対応 ・成年後見制度についての利用の促進および市民後見人の養成及び活動支援 ・高齢者の消費者としての権利の保護と自立の支援および安全で安心した消費生活の確保 <認知症施策の推進> ・認知症の人とその家族に対する身近な地域での相談・支援 ・医療や介護、地域との連携による認知症の早期発見・診断・対応のための体制強化
	高齢者の社会参加に向けた取組の推進	・介護予防・日常生活支援総合事業等の一層の充実とボランティアや地域活動などを通じた高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進 ・高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かし、生きがいと自信を持って活躍できる環境づくり
5 同和問題（部落差別）の解決に向けた取組の推進	教育・啓発の推進	・同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深めるための教育、啓発 ・えせ同和行為の排除に向けた啓発
	相談・支援の充実	・国や関係団体と連携した相談体制の充実 ・同和問題（部落差別）の解消を図るため、関係団体や関係機関と連携
	個人情報の保護	・戸籍情報が身元調査等に不正利用されないよう個人情報の保護
6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会の実現	教育・啓発の推進	・学校教育等における多文化共生についての理解 ・外国につながる子どもたちの教育支援活動や居場所づくりの促進 ・外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた意識啓発
	相談・支援の充実	・多言語での情報提供や相談体制の充実、外国人市民が市役所や医療機関を訪問する際のボランティア通訳の派遣等、外国人市民も暮らしやすい環境づくり
	市民相互の交流と多文化理解の推進	・地域における外国人市民との交流の機会を創出し、地域活動への参画の促進 ・外国人市民の市政やまちづくり活動への参加の促進
7 疾病等に対する理解促進と相談・支援体制の充実	教育・啓発の推進	・感染症や難病、精神疾患、依存症等に対する偏見や差別意識の解消に向けた教育・啓発 ・学校教育での、HIV等の感染症やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及
	相談・支援の充実	・感染症患者や難病患者のプライバシーに配慮した相談体制の充実 ・感染症患者や難病患者及びその家族に対し、治療・療養上の不安の解消および必要な情報を提供による患者の生活の支援 ・疾患及びその治療法、病院・診療所に関する情報、各種医療費助成制度など、市民が必要とするわかりやすい医療情報の提供 ・嗜癖問題（アルコール依存・薬物依存等）をもつ患者に対して、セルフヘルプグループや関係団体と連携し、患者の社会復帰の促進

		・精神科医療における人権尊重を基調とした適切な医療サービスの提供の促進および患者の居宅生活支援等の福祉施策の充実
8 性自認や性的指向等に関する理解や支援に向けた取組の推進	教育・啓発の推進	・性自認や性的指向について、正しい認識が深まるよう啓発の推進 ・性に関する理解を深め、多様な価値観を認め合う教育の推進
	相談・支援の充実	・性自認や性的指向に関する相談窓口の情報提供の充実 ・性的少数者の人たちの相談を受け止め、適切な支援の推進 ・支援団体や当事者団体等と連携した相談・支援の推進
9 労働者の人権尊重に向けた取組の推進	教育・啓発の推進	・事業所内でのハラスメント研修等を支援し、働きやすい職場環境を促進 ・市や事業所等におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた啓発 ・国や関係機関等と連携して、労働者の権利を守るため、事業所等に対する啓発や情報提供を推進します。
	相談・支援の充実	・労働やハラスメントに対する相談の充実など国や関係機関と連携した労働者の立場からの支援 ・障害のある人、女性、若者、外国人など、それぞれに応じた就労支援
10 災害に起因する人権問題に対する取組の推進	教育・啓発の推進	・地域における防災訓練や避難所運営訓練等の実施
	相談・支援の充実	・高齢者や障害のある人、外国人など、災害時に援護を要する人に対して、関係団体やボランティアと連携した相談・支援 ・多様な媒体や手段を通じた災害時における情報提供 ・地域全体で災害時要援護者の見守り、支援する体制づくり ・プライバシーへの配慮など、避難所における生活環境の充実
11 貧困や生活困窮に関する取組の推進	教育・啓発の推進	・貧困問題について関心を高め、支援の輪が広がるよう社会意識の醸成 ・生活保護制度等への理解が深まるよう情報発信
	相談・支援の充実	・地域、関係団体等と連携した生活困窮者の相談・支援 ・生活保護制度利用者や生活困窮者の尊厳や自己決定権を尊重した支援 ・生活困窮者の自立が促進されるよう、互いに支え合う地域づくり ・子どもの置かれている現状の把握 ・子どもの学習機会の保障
12 自殺や自死遺族に対する理解や支援に向けた取組の推進	教育・啓発の推進	・自殺を考えている人が発するサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて相談窓口や専門家へつなぐなど、自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進 ・自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識の醸成と、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
	相談・支援の充実	・自殺の原因となるストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対処、心の健康の保持・増進等のため、相談体制の整備・充実 ・自死遺族等関係者に対する支援
13 インターネットの普及に伴う人権課題に対する取組の推進	教育・啓発の推進	・インターネットの適切な利用や情報モラルに関する教育や啓発 ・インターネットを使いたいじめや個人情報の流出などのトラブルを未然に防ぐ取組の推進
	相談・支援の充実	・法務局等の相談窓口を周知、関係団体等の連携による相談・支援
14 様々な人権課題に対する取組の推進	(1)犯罪被害者等 (2)刑を終えて出所した人 (3)ホームレス (4)拉致問題 (5)先住民族 (6)人身取引(トラフィッキング) (7)その他の人権課題	

第2章 相模原市人権施策推進指針における分野別施策ごとの事業の実施状況

分野別施策とその具体的施策の方向性ごとに人権施策の実施状況について記載しています。

一覧の見方

1 子どもの人権尊重と権利を保障する取組の推進

施策の基本的方向

家庭、学校、地域、行政等が連携し、虐待やいじめの根絶に向け、教育や意識啓発などに取り組みます。
また、子どもの権利侵害に対する相談や救済などの支援に取り組むとともに、経済的困難を抱える子どもや家庭への支援に取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

①

- ・子どもの権利の保障及び啓発を推進するための、子どもの学習用パンフレットや大人用の啓発リーフレットを配布したほか、人権について年代に応じた分かりやすいパンフレットを作成し、各対象学年の児童生徒に配布した。
- ・市内小中学校の児童・生徒が各学校における取組の発表や意見交換を行い、いじめ防止の取組の推進を図るため、「いじめ防止フォーラム」を開催した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・子どもの権利条例に基づき子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員により様々な子どもの悩みや子どもの権利侵害に対応した。
- ・家庭環境に起因すると考えられる長期欠席や問題行動等のケースに対して、学校や関係機関と連携・協働し、事態の改善に取り組んだ。

○虐待やいじめの根絶に向けた取組の推進

<主な取組>

- ・要保護児童等への適切な支援等を実施するため、市、市教育委員会、警察、医療機関、学校等の関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会を運営した。
- ・学校いじめ防止基本方針を全校が作成し、学校ホームページへの掲載により、いじめ防止等に関する学校の取組について周知した。
- ・教育委員会による学校訪問等を通じ、いじめの定義について各学校へ周知し、いじめの早期発見につなげることができた。

○困難を抱える子どもや家庭への支援

<主な取組>

- ・経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を対象として、返還不要の奨学金を給付した。
- ・無料学習支援や子ども食堂などの運営団体による地域主体の子どもの居場所づくりを推進するため、「子どもの居場所総合相談窓口」等により、団体が活動しやすい環境づくりを進めた。

① 主な取組

当該具体的施策の方向性に係る令和6年度における主な取組を記載しています。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進								
①子どもの権利を大切に する教育を推進しま す。	1	子どもの権利推進事業 (いじめ防止フォーラム)	○市内小中学校の児童・生徒が各学校における取組の発表や意見交換を行うことにより、児童・生徒、学校関係者、保護者等の意識を高め、各学校におけるいじめ防止の取組の推進を図るため、「いじめ防止フォーラム」を開催した。 日時 令和6年10月23日 場所 総合学習センター 各小学校からオンライン参加 テーマ「共に認め合う仲間づくりに向けて～いじめの理解とわたしたちのホンネ～」 参加者 中央区小中学校代表児童生徒 等	・各学校の取組を共有することで、新しい取組を実践しようとする前向きな効果があった。 ・事例を通して話し合ったことで、当事者の立場や気持ちを考える機会となった。	継続	毎年区ごとに参加する児童生徒を設定しているが、その結果を全市的に共有できるよう、工夫をしていく必要がある。	学校教育課	「〇〇〇」にも掲載
②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		

② 具体的施策の方向性 推進指針の「具体的施策の方向性」を記載しています。

③ No 事業名等 個別の事業名等を記載しています。

④ 事業内容・実績 令和6年度の事業内容及び実績を記載しています。

⑤ 評価・課題 「施策の基本的方向」を踏まえ、当該事業の実施により、どのような成果があったのか、どのような課題があったのか等を記載しています。

⑥ 取組の方向性(今後の取組等) 事業について今後の取組の方向性を次の視点で記載するとともに、今後の取組等を記載しています。

拡充 :事業内容等の拡充を図るもの
(実施回数の増、対象者の拡充などを含む)

継続 :現状どおり事業を継続するもの
(事業執行の手段や方法、周知方法の変更などの場合を含む)

見直し:事業の縮小(実施回数の減、対象者の縮小など)

廃止 :事業を廃止したもの

⑦ 所管課 所管課を記載しています。

⑧ 他分野での掲載状況 再掲してある場合の分野を記載しています。

1 子どもの人権尊重と権利を保障する取組の推進

施策の基本的方向

家庭、学校、地域、行政等が連携し、虐待やいじめの根絶に向け、教育や意識啓発などに取り組めます。
また、子どもの権利侵害に対する相談や救済などの支援に取り組むとともに、経済的困難を抱える子どもや家庭への支援に取り組めます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・子どもの権利の保障及び啓発を推進するための、子どもの学習用パンフレットや大人用の啓発リーフレットを配布したほか、人権について年代に応じた分かりやすいパンフレットを作成し、各対象学年の児童生徒に配布した。
- ・市内小中学校の児童・生徒が各学校における取組の発表や意見交換を行い、いじめ防止の取組の推進を図るため、「いじめ防止フォーラム」を開催した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・子どもの権利条例に基づき子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員により様々な子どもの悩みや子どもの権利侵害に対応した。
- ・家庭環境に起因すると考えられる長期欠席や問題行動等のケースに対して、学校や関係機関と連携・協働し、事態の改善に取り組んだ。

○虐待やいじめの根絶に向けた取組の推進

<主な取組>

- ・要保護児童等への適切な支援等を実施するため、市、市教育委員会、警察、医療機関、学校等の関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会を運営した。
- ・学校いじめ防止基本方針を全校が作成し、学校ホームページへの掲載により、いじめ防止等に関する学校の取組について周知した。
- ・教育委員会による学校訪問等を通じ、いじめの定義について各学校へ周知し、いじめの早期発見につなげることができた。

○困難を抱える子どもや家庭への支援

<主な取組>

- ・経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を対象として、返還不要の奨学金を給付した。
- ・無料学習支援や子ども食堂などの運営団体による地域主体の子どもの居場所づくりを推進するため、「子どもの居場所総合相談窓口」等により、団体が活動しやすい環境づくりを進めた。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①子どもの権利を大切にする教育を推進します。	1	子どもの権利推進事業(いじめ防止フォーラム)	○市内小中学校の児童・生徒が各学校における取組の発表や意見交換を行うことにより、児童・生徒、学校関係者、保護者等の意識を高め、各学校におけるいじめ防止の取組の推進を図るため、「いじめ防止フォーラム」を開催した。 日時 令和6年10月23日 場所 総合学習センター 各小中学校からオンライン参加 テーマ「共に認め合う仲間づくりに向けて～いじめの理解とわたしたちのホンネ～」 参加者 中央区小中学校代表児童生徒 等	・各学校の取組を共有することで、新しい取組を実践しようとする前向きな効果があった。 ・事例を通して話し合ったことで、当事者の立場や気持ちを考える機会となった。	継続 毎年区ごとに参加する児童生徒を設定しているが、その結果を全区的に共有できるよう、工夫をしていく必要がある。	学校教育課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での 掲載状況
	2	子どもの権利推進事業 (リーフレット作成/ポスター展示等)	○子どもの権利の保障及びその啓発を推進するため、小学4年生、中学1年生を対象に子どもの学習用パンフレットを配布した。また、小学1年生、小学5年生、中学1年生の保護者に保護者向けリーフレットを配布した。 ○11月20日の「さがみはら子どもの権利の日」を契機に、市民の関心を深めることを目的として、相模大野図書館及び橋本図書館にて啓発展示を実施した。 ○子どもの権利相談室のマスコットキャラクターについて広く子どもたちからデザインを募集し、子どもたちの投票によって最終的に決定した。 応募数 214件 投票数 1,500件	子ども・保護者・市民といった複数の対象者に対し、さまざまな手法を組み合わせ、普及啓発を実施することができた。	継続	決定したマスコットキャラクターを活用しながら、引き続き事業を継続して実施する。	こども・若者応援課	
	3	相模原市保育者ステップアップ研修 (基礎研修)	○保育士等の資質向上を目的に、保育者ステップアップ研修を実施した。 ・基礎研修「子どもの権利・人権の尊重、児童虐待の理解と対応」 開催日 令和7年1月16日 参加者 65名 参加園 55園 (対象園265園)	・市内の全幼児教育、保育施設を対象に受講の募集をし、受講者に子どもの権利について学ぶ機会を提供することができた。 ・前年度あげた課題に応じて、保育・教育の主活動の時間ではない遅い時間帯に設定したが、希望者は減った。保育・教育現場の職員が参加しやすい方法の再検討が課題である。	継続	・今後も継続して実施し、市、園全体で子どもの権利・虐待について考え、意識を高めていけるようにする。 ・申し込みのない園に対して、再募集をかけるなどしながら受講を働きかけていく。	保育課	
	4	子どもの権利を大切に する教育の推進 (子どもの権利条例に係る啓発)	○「相模原市子どもの権利条例」啓発資料を電子化し共有した。 ○「相模原市子どもの権利条例」学習用パンフレットを電子化し共有した。 ○「子どもの権利条例」学習用パンフレットの活用のでびきを電子化し共有した。	こども・若者応援課が作成する子どもの権利条例に係る資料等を小学校4年生と中学校1年生に配付する際、教員が説明を加えながら配付するよう促すことで、子どもの権利について効果的に啓発できるよう努めた。	継続	学校訪問研修にて、「子どもの権利」について、さらに詳細な資料により研修を行うことで、教員の理解を深めていく。	学校教育課	
	5	相模原市人権尊重のまちづくり条例 (小中学生向けリーフレットの作成配布)	「相模原市人権尊重のまちづくり条例」の制定を契機に、人権教育及び人権啓発の更なる推進を図るための取組の一つとして、子どもたちに分かりやすく人権について紹介するリーフレットを配布した。 小学校6年生:7,000部 中学校3年生:6,500部	対象年齢別にリーフレットを作成することで、学年に応じた人権尊重の理念等の周知を図ることができた。	継続	継続して行っていく。	人権・男女共同参画課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での 掲載状況
②虐待やいじめの根絶に向け、自己の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進します。	6	人権啓発推進事業 (人権の花運動)	○生命の尊さを実感し、豊かな心をはぐくみ、やさしさと思いやりの心を体得させることを目的として「人権の花運動」を市立小学校で実施した。 学校数 6校 参加児童数 500人	人権啓発活動地域ネットワーク協議会の構成員として児童が人権や命の大切さについて考える契機となる有効な取組となった。	継続	引き続き、実施していく。	人権・男女共同参画課	
	7	相模原市保育者ステップアップ研修 (専門研修)	○保育士等の資質向上を目的に、保育者ステップアップ研修を実施した。 ・保護者支援・子育て支援に関する研修「虐待予防」 開催日 令和6年12月9日 参加者 101名 参加園 101園 (対象園 265園(定員120人))	・中堅ステージ以上の保育士・幼稚園教諭・保育教諭等を対象に受講の募集をし、定員に対して多くの園の受講者に子どもの権利について学ぶ機会を提供することができた。	継続	今後も継続して実施し、市・園全体で子どもの権利、虐待について考え、意識を高めていけるようにする。	保育課	
	8	人権・福祉教育の推進 (人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会)	○虐待やいじめの根絶に向け、人権・福祉教育研修を実施した。また、担当者会においての周知を実施した。 ・人権・福祉教育研修の実施(指導主事による学校での研修) 実施数 75校 ・人権・福祉教育担当者会における周知(年2回実施) ・児童虐待対応担当者会における周知(年1回実施)	・指導主事による学校での研修の申し込み数が増えてきて、市内小中義務教育学校にこの取組が浸透してきている。 ・人権・福祉教育担当者から学校への周知方法に課題がある。 ・児童虐待対応担当者への周知が進んできている。	継続	人権・福祉教育担当者に研修に係る、報告書を作成させることで、当該研修内容を学校全体で共有できるようにする。	学校教育課	
	9	教職員研修事業	○児童生徒理解研修講座Ⅰを実施した。 テーマ「教職員支援機構の動画(いじめ、児童生徒指導等)の視聴」 開催日 令和6年5～9月 場所 オンデマンド研修 参加人数 22人 ○人権・福祉教育研修講座Ⅰを実施した。 テーマ「外国につながるのある児童生徒理解と支援について」 開催日 令和7年1月14日 場所 オンライン研修 参加人数 20人 ○人権・福祉教育研修講座Ⅱを実施した。 テーマ「性的マイノリティ理解のために」 開催日 令和6年6月11日 場所 オンライン研修 参加人数 108人	・研修講座Ⅰでは、いじめや不登校に関する動画で説明されている具体的な対処方法や留意点などについて、理解を深める研修となった。 ・人権・福祉教育研修講座Ⅰでは、外国につながる児童生徒の現状を統計的資料や当該児童生徒の作文等をもとに理解する機会となり、受講者が今までなんとなく感じていたことが整理統合でき、新たな気付きにつながった。 ・人権・福祉教育研修講座Ⅱでは、性的マイノリティーへの理解が深まり、学級経営や学年経営はもちろん、校務分掌を通して教職員の人権意識向上に努めようとする気持ちを高めることができた。	継続	児童生徒理解という視点を踏まえて、今日的な課題を意識しながら、内容や講師選定を考えて継続していく。	教育センター	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での 掲載状況
③子どもに関する施策及び取組の実施に当たっては、子どもが参加し、又は意見を表明する機会の確保に取り組めます。	10	子どもの権利推進事業(いじめ防止フォーラム)【再掲】	○市内小中学校の児童・生徒が各学校における取組の発表や意見交換を行うことにより、児童・生徒、学校関係者、保護者等の意識を高め、各学校におけるいじめ防止の取組の推進を図るため、「いじめ防止フォーラム」を開催した。 日時 令和6年10月23日 場所 総合学習センター 各学校からオンライン参加 テーマ「共に認め合う仲間づくりに向けて～いじめの理解とわたしたちのホンネ～」 参加者 中央区小中学校代表児童生徒 等	・各学校の取組を共有することで、新しい取組を実践しようとする前向きな効果があった。 ・事例を通して話し合ったことで、当事者の立場や気持ちを考える機会となった。	継続	・毎年区ごとに参加する児童生徒を設定しているが、その結果を全市的に共有できるよう、工夫をしていく必要がある。	学校教育課	
相談・支援の充実								
④子どもの権利侵害に対する相談や救済などの支援に取り組めます。	11	さがみはら子どもの権利相談室(さがみみ)	○様々な子どもの悩みや子どもの権利侵害に対応するため、子どもの権利条例に基づき、子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員による相談・救済を行った。 延べ相談件数:177件(新規40件、継続137件) ○さがみはら子どもの権利相談室の広報誌「さがみレター」(小学生用、中高生用)を作成、配布した。(年3回) ○事前にインターネットから相談予約ができるロゴフォームを導入した。	相談件数の総数は前年度より82件増加したが、新規の相談件数は29件減少した。 前年度と比較し、さがみはら子どもの権利相談室の広報誌は1回多く発行・配布したが、一方で、前年度に配布していた周知カードを配布しなかった。より一層効果的な周知活動が必要である。	継続	決定したマスコットキャラクターを活用しながら、子どもの権利相談室の普及啓発を推進するとともに、研修等を通じ職員の資質向上にも努める。	こども・若者応援課	
	12	児童相談事業	○児童に関する専門的な相談・支援、児童虐待への対応を行った。 相談件数 3,887件 内訳 育成相談 213件 養護相談 63件 障害相談 1,566件 非行相談 51件 保健相談 0件 虐待相談 1,908件 その他 86件	・職員を増員し、より多くの相談を受けることができた。 ・経験年数の浅い職員が対応を行うことも増えたため、対応に苦慮する場面も生じている。	継続	研修等により職員のスキルを上げ、引き続き児童に関する専門的な相談・支援に対応する環境を整えていく。	児童相談所総務課	
	13	来所・電話相談の充実	○青少年の心の成長と心の問題に関する悩み、心配ごとについて来所・電話相談を実施した。 対応件数16,786件 内訳 来所相談15,937件 電話相談849件	・不登校に関する相談が多いが、その他にも多岐にわたる相談内容に対して、児童生徒や保護者に寄り添った支援を進めることができた。 ・複雑化する相談内容に適切に対応できる体制を引き続き整える。	継続	不登校等の未然防止や早期対応を図ることができるようさらなる相談体制の充実を図っていく。 また、教育相談システムの導入により青少年教育カウンセラーの業務効率化による面接時間の確保による潜在ニーズへの対応及び丁寧な支援の実施を行う。	教育相談課	
	14	学校出張相談の充実	○青少年の心の成長と心の問題に関する悩み、心配ごとについて学校出張相談を実施した。 相談件数 小学校27,702件 中学校18,543件	・学校や関係機関と連携して、児童生徒や保護者に寄り添った支援を進めることができた。 ・複雑化する相談内容に適切に対応できる体制を引き続き整える。	継続	多様化・複雑化するケースへの対応を行うためにも、青少年教育カウンセラーの資質向上に向けた研修や効果的な配置の検討を引き続き行っていく。 また、学校の相談室においてICTを活用できる環境を整備する。	教育相談課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	15	ヤングテレホン相談の充実	○青少年が抱えている悩み、心配ごとについての相談(ヤングテレホン相談)を実施した。 受付件数458件 内訳 電話422件 Eメール36件	・複雑かつ専門的な対応を要する相談もあり相談員の質の向上も必要と捉えている。	継続	的確な電話相談や迅速なメール相談対応を心がけ、相談者のニーズに合わせた相談活動の推進を図る。	教育相談課	
	16	スクールソーシャルワーカー(SSW)活動事業	○家庭環境に起因すると考えられる長期欠席や問題行動等のケースに対して、学校や関係機関と連携・協働し、事態の改善に取り組む。 相談件数15,994件	・学校や関係機関と連携して、児童生徒や保護者に寄り添った支援を進めることができた。 ・SSWの役割について学校や保護者・地域に対して周知していく必要があると捉えている。	拡充	的確な電話相談や迅速なメール相談対応を心がけ、相談者のニーズに合わせた相談活動の推進を図る。	教育相談課	
	17	人権啓発推進事業(相談窓口の周知)	○相談窓口を記載した啓発物品(メモ帳)を作成し、校まつりや駅頭等における啓発活動において市民等に配布した。 作成部数 1,000部 啓発日 ①令和6年4月7日 ②令和6年12月10日	市民に広く、相談窓口の周知を行うことができた。	継続	今後も、相談窓口の周知を図るため、継続して実施する。	人権・男女共同参画課	
虐待やいじめの根絶に向けた取組の推進								
⑤いじめ等の悩みや課題を持つ児童・生徒やその保護者が、学校や地域で気軽に相談できる支援体制の充実に取り組めます。	18	いじめ相談の充実	○いじめに関する相談を実施した。 ・さがみはら子どもSOSダイヤル 相談件数 248件(いじめは23件) ・学校教育課における相談対応 対応件数3,414件中いじめの相談は974件	R5年度より「いじめ相談ダイヤル」を外部へ委託することで、「さがみはら子どもSOSダイヤル」と改称し、毎日24時間受付体制を整えることができ、周知が進む中で、相談の件数が増えている。	継続	悩みの解決やいじめ問題の解消を図るため、迅速に情報の伝達を行うなど、市内小中学校や関係機関と連携を図っていく。	学校教育課	
	19	相模原市保育者ステップアップ研修(専門研修)	○保育士等の資質向上を目的に、保育者ステップアップ研修を実施した。 ・支援保育コーディネーター研修「関係機関との連携」 開催日 令和6年5月1日から5月24日まで 参加者 102名 参加園 102園(対象園 105園)	・各園長・施設長から選任された支援保育コーディネーターを対象に受講の募集をし、関係機関との連携について学ぶ機会を提供することができた。 ・オンデマンドで研修を実施し、園の状況に合わせて受講できるようにした。	継続	今後も継続して実施し、関係機関との連携について、意識を高めるとともに、必要な連携を取っていけるようにする。	保育課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での 掲載状況
⑥児童相談所、警察、医師会等の関係機関が連携した要保護児童対策地域協議会を活用し、虐待や非行の早期発見及び適切な保護に努めるとともに、子どもとその家族を見守り、支援する体制の充実に取り組めます。	20	要保護児童対策地域協議会の運営	○要保護児童等への適切な支援等を実施するため、市、市教育委員会、警察、医療機関、学校等の関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会を運営した。 代表者会議1回 実務者会議9回 ケース会議343回 児童虐待相談把握人数 令和6年度 3,284人 前年度比 6.3%増	関係機関で連携をしていくことで、適切な支援等を実施することができている。	拡充	地域との一層の連携や市民へのサービスを新設・拡充し、要保護児童や虐待予防の支援を充実させていく。	こども家庭課 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター	
⑦子どもが安心して学習等に取り組めるよう、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめを把握した場合には、迅速かつ組織的な対応を図ります。	21	いじめ防止対策	○「相模原市いじめ防止基本方針」に基づく取組を実施した。 ・学校いじめ防止基本方針を市内全小・中・義務教育学校において作成し、学校HPに掲載 ・「相模原市いじめに係る月間報告票」により、各学校から報告を受け、各学校への取組を支援 ・いじめの防止等の対策の検証・協議を行うための「子どものいじめに関する審議会」を開催 開催数 年2回 ・子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況報告書を作成し、HP等で報告 ・子どもたちが安心して学校生活を送るための方策について検討する子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議を開催 開催数 年1回	・学校いじめ防止基本方針を全校で作成し、学校ホームページに掲載することにより、いじめ防止等に関する学校の取組に関する周知ができた。 ・学校訪問、児童支援専任連絡会及び生徒指導主任会において、「いじめ防止対策推進法」で定められた定義の周知とともに、定義外の事案についての丁寧な対応についても周知し、いじめの早期発見につなげることができた。 ・相模原市子どものいじめに関する審議会における検証・協議から、今後のいじめ防止等の取組みの見直し・充実につなげられた。	継続	いじめの未然防止に向けた取組に関する好事例を発信するとともに、いじめに関する審議会における諮問事項を精査し、いじめ防止等に関する市及び学校の施策がより実効的なものとなるようにする。	学校教育課	
困難を抱える子どもや家庭への支援								
⑧経済的困難を抱える家庭への支援を推進します。	22	給付型奨学金	○学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を対象として、返還不要の奨学金を給付した。 給付状況 令和7年度入学者 入学支度金323人 令和3～6年度入学者 修学資金893人	高等学校等における学校教育費のうち、授業料以外の支援については、県の「奨学給付金」があるが、国の「子供の学習費調査」に基づく学校教育費を賄うことのできる額に達していない現状にある。「奨学給付金」の不足分を補うために実施している給付型奨学金の給付により、高等学校等の修学に係る奨学生及び保護者への経済的負担の軽減に資することができた。 なお、奨学生及び保護者に実施したアンケートにおいては、8割以上の方から「奨学金が役に立った」との回答を得ることができた。	継続	保護者のさらなる負担軽減のため、本市の給付型奨学金制度を継続的に実施していくとともに、授業料等の学校教育費の増額について国や県に要望を行っていく。	学務課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
		23	要保護及び 準要保護児童 生徒就学 援助費 ○経済的理由により義務 教育に伴って必要となる学 用品費等の支出が困難な 児童生徒の保護者等に対 し、就学経費を援助した。 準要保護対象者数 合計6,519人 内訳 小学生4,316人 中学生2,203人 要保護対象者数 合計158人 内訳 小学生68人 中学生90人	義務教育に伴って必要と なる学用品費等の援助を 行うことにより、経済的困 難を抱える保護者の負担 軽減に資することができ た。	継続	令和6年度就学奨励金新 入学児童学用品費及び入 学準備金について、国の単 価増に併せ単価を3,000 円増額を行っている。 引き続き保護者の負担軽 減に向け、義務教育に伴っ て必要となる経費や金額 に関して国の動向も注視し ながら検討していく。	学務課	
	⑨ひとり親 家庭等の自 立に向けた 支援を推進 します。	24	高等職業訓 練促進給付 金・修了支援 給付金 ○ひとり親家庭の親の自 立促進を図るため、就職に 有利な資格取得を目指し、 養成機関で就学している 者に促進給付金を、修了し た者に修了支援給付金を 支給した。 支給対象者 促進給付金 57名 修了支援給付金 17名	本事業の利用前に、就労 支援のため母子・父子自立 支援プログラムの策定を行 う必要があるが、専門性の 高い職員がおらず、支援体 制に課題がある。	継続	今後も引き続き事業を実 施する。	子育て給付課	
		25	ひとり親家 庭等学習支 援事業 ○ひとり親家庭等の子ども の基本的な生活習慣の習 得支援及び学習支援のた め、家庭教師を派遣した。 対象者 児童扶養手当受給世帯 の中学1～3年生 150人 回数 1人当たり32回 (1回90分)	低所得のひとり親家庭へ 広く支援できた。	継続	今後も引き続き事業を実 施する。	子育て給付課	
	⑩子どもの 学習機会を 保障する取 組を進めま す。	26	子どもの居 場所総合相 談窓口 ○無料学習支援や子ども 食堂などの運営団体によ る地域主体の子どもの居 場所づくりを推進するた め、「子どもの居場所総合 相談窓口」について社会福 祉協議会に委託し、窓口を 設置することで、団体が活 動しやすい環境づくりを推 進した。 ・子どもの居場所総合相談 窓口(相談件数:2,108件) ・セミナーや啓発イベントの 開催 ・運営団体情報交換会の実 施(各区1回) ・教科書・備品の貸与、傷 害・賠償責任保険の加入	地域主体の子どもの居場 所の新規立ち上げ団体は 前年比で無料学習支援団 体が9団体増加し、地域と 子どもの繋がりや場や学 習の機会等の保障に資す ることができた。	継続	子どもの貧困対策につな がる取組として、地域主体 の子どもの居場所づくりを 推進するため、団体が活動 しやすい環境づくりを推進 する。	こども・若者応援 課	「11貧困」に も掲載
		27	特別支援学 級児童生徒 就学奨励費 ○特別支援学級に在籍す る児童生徒の就学を奨励 するため、学用品費等を援 助した。 合計1,227人 内訳 小学生901人 中学生326人	特別支援学級への就学の 特殊事情を考慮し、その就 学に係る保護者の経済的 負担を軽減することによ り、特別支援教育の普及奨 励に資することができた。	継続	当制度は国の基準に基づ いて実施していることか ら、引き続き国の動向を注 視し取り組んでいく。	学務課	
		28	支援教育の 推進 ○子どもたち一人ひとりの 教育的ニーズに適切に対 応していく支援教育を推進 するため、全小・中学校に 支援教育支援員を配置し た。 支援教育支援員114人	子どもたち一人ひとりの 教育的ニーズにあわせて、 発達障害等の児童生徒に 対する学習支援や、周囲の 児童生徒の障害理解や促 進などをすることができ た。	継続	統廃合による配置人数 や、複数配置校の基準を見 直していく。	支援教育課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
⑪多様な文化的背景をもった子どもと家庭への支援を推進します。	29	日本語巡回指導講師派遣・日本語指導等協力者の派遣	○日本語指導等が必要な児童生徒や外国につながりのある児童生徒への支援の充実を図った。 ・日本語指導のために日本語巡回指導講師を学校に派遣した。 講師数 34人 対象児童生徒数 延べ154人 講師派遣回数 延べ3,645回 ・日本語での会話等に支障がある保護者等が、学校の生活を理解できるように母語を活用した通訳等を実施した。 登録協力者数 42人 対象児童生徒数 延べ56人 協力者派遣回数 延べ989回	日本語の指導が必要な児童生徒は年々増加傾向にあるが、日本語指導講師や日本語指導等協力者の派遣による指導・支援により、日本語能力の向上や学校生活への適応を図ることができた。	継続	今後、日本語の支援を必要とする児童生徒が増加した場合、現状の体制で対応することが難しくなるおそれがあり、日本語指導講師の増員や総指導回数を増やすなど、市の実態に応じた支援体制の検討を図る必要がある。	学校教育課	
⑫医療的なケアが必要な子どもについて、教育を受けるためのサポート体制の充実に取り組みます。	30	医療的ケア実施体制の充実	○市内小中学校(12校12名)に看護師を配置し、医療的ケア実施体制を整備した。	・日常的な医療的ケアを行う看護師を配置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことができた。 ・医療的ケア児の増加に伴う看護師の安定的な確保が課題となっている。	継続	引き続き、教育的ニーズに応じた適切な看護師配置を行っていく。	支援教育課	

2 男女共同参画社会の実現と女性に関する人権施策の推進

施策の基本的方向

すべての人が性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮される社会に向け、男女平等意識を育む教育や意識啓発に取り組みます。
また、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護のための相談・支援に取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・父親の育児参画を促進するため父親の家事力・育児力の向上につながる講座等を実施した。
- ・男女共同参画に関する認識を多くの市民に広めるために、情報誌「ともに」を作成し、女性が活躍する事業所や団体に送付するとともに、金融機関などに配架した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・各子育て支援センターやソレイユさがみにて、女性を取り巻く様々な問題について相談業務を実施したほか、相模原市配偶者暴力相談支援センターDV相談専用電話において性別を限定せずに相談を実施した。
- ・県・民間団体・市町村との協働(三者協働)による一時保護事業を実施した。

◎政策・方針決定過程への女性の参画の推進

<主な取組>

- ・市審議会等の運用状況の調査を実施するとともに、女性の登用について促進を図った。

◎職業生活における女性の活躍推進

<主な取組>

- ・仕事と家庭の両立支援の取組をしている企業を表彰するとともに、ワーク・ライフ・バランスの啓発や女性の活躍応援に係るセミナーを開催した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①社会的・文化的に形成された性差(ジェンダー)による役割分担意識によって生じる差別の解消に向けて、教育・啓発を推進します。	1	キャリア教育の充実	○教育活動全般を通してキャリア教育の充実に努めるよう、小中一貫の日や、校内研修、キャリア教育担当者会等で助言した。 ○「さがそうみらいプロジェクト サポートーズリスト」の提供、職場体験支援事業を実施した。	・キャリア教育の視点を踏まえた教育活動を実践することで、新たな学習や生活への意欲につながる自己肯定感が高まった。 ・「さがそうみらいプロジェクト サポートーズリスト」の活用、職場体験等の実施を通じて、社会で活躍する人材と出会い、自己の適性や進路、生き方について主体的に考える機会を提供することができた。	継続	義務教育9年間にわたり、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育む教育活動を展開し、児童生徒の自己肯定感や学ぶ意欲を高め、未来を切り拓く力の育成を図るとともに、何が身に付いたかを評価・分析するアウトカム評価によるPDCAサイクルを構築していく。	学校教育課
	2	男女共同参画啓発事業(男女共同参画推進員による啓発)	○男女共同参画推進員とともに性別による役割分担意識に関する啓発活動を行った。 ・ソレイユフェスタでの啓発実施日 令和6年6月29日	男女共同参画推進センターのフェスタ開催日に行い、多くの来場者に啓発を行うことができた。	継続	男女共同参画の機運を高めるため、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行っていく。	人権・男女共同参画課
	3	男女共同参画啓発事業(男女共同参画教育参考資料)	○男女共同参画教育参考資料を作成し、公立小学校、義務教育学校5年生へ配布した。 資料 こんな子いるよね 配布先 公立小学校71校 配布部数 5,990部	特別活動や道徳の時間に活用されるなど、教材として使いやすい資料として認識されている。	継続	子どもに対し男女共同参画の視点を醸成していくため、今後も継続して実施していく。	人権・男女共同参画課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	4	男女共同参画啓発事業(ソレイユさがみにおける事業実施)	○男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、男女共同参画に関する意識啓発事業等を実施した。(指定管理者事業) 年間参加者数 8,324名(事業全体)	第3次さがみはら男女共同参画プランに基づき、男女がともに家庭と社会の責任を分かちあい「自分らしく生きる」視点を大切にしたい講座の企画・運営に取り組み、市民が身近なテーマで、気軽に学べる魅力ある講座等を開催した。	継続	参加者層が高齢者層に偏りがあるため、若年層の参加拡大を促す取り組みの必要性がある。	人権・男女共同参画課	
	5	男女共同参画啓発事業(父親の育児参画促進事業)	○男性の産後休暇・育児休業の促進と合わせて、父親の家事力育児力の向上につながる講座等を実施した。 8講座 参加者 142名	具体的な事業を実施することで、父親の育児に係る意識や行動の変容に資することができた。	継続	集客が難しい事業があるが、内容を検討し、令和7年度まで実施する。令和8年度以降は未定	人権・男女共同参画課	
	6	男女共同参画啓発事業(出前講座)	○子どもたちが自分らしくいきいきと生きることができ、社会を推進するため、意識啓発出前講座を実施した。(指定管理者事業) 対象 市内小中学校児童・生徒及び教職員、保護者 実施数 1回 受講者 403人 ※全体実績	・児童・生徒のもとを訪問し、啓発活動を行うことで、若い世代への男女共同参画の意識高揚を学びの一環として行うことができた。また、教職員や保護者への啓発活動の機会を捉え、実施することができた。 ・若年層の意見を取り入れるなどの検討をしていく必要がある。	継続	引き続き、実施していく。	人権・男女共同参画課	
	7	人権・福祉教育の推進(人権・福祉教育担当者会)	○人権・福祉教育担当者会における周知啓発(年2回実施)を実施した。	教員に対する意識啓発するよい機会となった。	継続	人権教育についての比重が高かったため、福祉教育についても、引き続き社会福祉協議会の方に講義いただく。	学校教育課	
	8	男女共同参画啓発事業(「ともに」の発行)	○男女共同参画に関する認識を多くの市民に広めるために、情報誌「ともに」を作成し、女性が活躍する事業所や団体に送付するとともに、金融機関などに配架した。 発行回数 2回(4月号・10月号) 発行部数 各7,000部	幅広い層への配布に努め、男女共同参画の意識変化や、女性の健康課題への理解を広めることができた。	継続	男女共同参画分野においては、新しい考え方が加わってきており、時代に応じた情報発信に努めていく。	人権・男女共同参画課	
	9	男女共同参画啓発事業(男女共同参画研修等支援事業)	○市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修等に講師を派遣した。 派遣回数 4回(2件)	新たな事業所から申込があり、前年度より1件増加した。	継続	より多くの事業所等に本事業が活用されるよう、更なる事業の周知に努めながら、引き続き実施していく。	人権・男女共同参画課	「9労働者」にも掲載
10	DV対策推進事業	○デートDV防止のための啓発カードを作成し、配布した。 対象 公・私立中学3年生 配布数 7,541枚	デートDVの被害に会いやすい夏休み前に配布し、デートDVに対する知識の習得、予防啓発、相談窓口の周知を行った。	継続	交際相手からの暴力は、20代女性の4人に1人が経験しているという調査結果があり、啓発を続けていく必要がある。	人権・男女共同参画課		
相談・支援の充実								
	11	女性相談事業(子育て)	○各子育て支援センターにこども家庭相談員を配置し、女性相談等を実施した。また、定期的な研修の受講などにより相談員のスキルアップを図った。 来所相談 1,136件 電話相談 239件	相談事業を通し、女性の相談指導、ひとり親家庭の自立支援、家庭児童福祉の増進を図ることができている。	継続	引き続き、様々な相談に対する支援を行えるよう、研修による相談員のスキルアップに努めていく。	こども家庭課	
	12	女性相談事業(一般)	○ソレイユさがみ女性相談を実施するとともに、相談員のスキルアップを行うためスーパーバイズ(講師から女性相談員に対し、実践的かつ技術的な助言を与える事務)及び研修を実施した。 対象 女性相談員 こども家庭相談員 ○スーパーバイズ実施 年6回(奇数月の第4月曜日)	相談員にスーパーバイズ及び研修を実施しスキルアップを図ることで、女性を取り巻く様々な問題について適切に相談対応をすることができた	継続	今後も相談しやすい環境づくりに努めるとともに、相談員の資質の向上を図っていく。 また、相談内容の変化や多様化に合わせ、既存の講師の他に新たな講師を追加し内容の充実を図る。	人権・男女共同参画課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
⑦DV被害者に対する相談、一時保護と自立支援の充実を図ります。	13	DV対策推進事業	DV等被害者の安全確保のため必要と判断した場合の一時保護を実施した。 ・一時保護 15件	DV等被害者の安全を確保することができた。	継続	引き続き、DV等被害者の安全確保に努める。	人権・男女共同参画課	
	14	DV相談支援事業	○相模原市配偶者暴力相談支援センターDV相談専用電話において相談を実施した。 相談件数 1,751件 内訳 女性1,640件 男性111件	性別を限定しない相談対応を行い、配偶者等からの暴力による被害者の適切な支援に努め、女性被害者においては、保護や自立支援につなげることができた。	継続	今後も相談しやすい環境づくりに努めるとともに、DV被害者の円滑な支援を行う。	人権・男女共同参画課	
	15	DV相談支援事業(研修)	○男性からのDV相談に対応するため、相談員に対して男性DV相談スーパーバイズ(講師から相談員に対し、実践的かつ技術的な助言を与える事務)を実施した。 実施回数 年2回	相談員にスーパーバイズを実施しスキルアップを図った。	継続	引き続き相談員の資質の向上を図る。	人権・男女共同参画課	
	16	DV相談支援事業【再掲】	○相模原市配偶者暴力相談支援センターDV相談専用電話において相談を実施した。 相談件数 1,751件 内訳 女性1,640件 男性111件	性別を限定しない相談対応を行い、配偶者等からの暴力による被害者の適切な支援に努め、女性被害者においては、保護や自立支援につなげることができた。	継続	今後も相談しやすい環境づくりに努めるとともに、DV被害者の円滑な支援を行う。	人権・男女共同参画課	
政策・方針決定過程への女性の参画の推進								
⑨市や事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。	17	男女共同参画推進事業(審議会等への女性登用)	○市審議会等の運用状況の調査を実施するとともに、女性の登用について促進を図った。 目標値 40% 実績値 35.6% (令和7年3月31日時点)	市審議会等における女性の割合は、前年度実績の36.7%から1.1ポイント減少した。	継続	引き続き審議会等への女性の登用について、促進を図る。	人権・男女共同参画課	
職業生活における女性の活躍推進								
⑩雇用における男女平等な機会と待遇の確保、能力発揮促進のための支援など、女性の活躍に資する取組を進めます。	18	仕事と家庭の両立支援事業	○ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発等のため、仕事と家庭の両立を目指して働く女性等を支援するセミナーや、女性の活躍の場を拡大するための就労支援セミナー等を実施した。 ①仕事と家庭両立支援 実施回数(7回) 参加者数(191人) ②女性の活躍応援 実施回数(5回) 参加者数(68人) ○働きながら安心して育児や介護ができる地域社会を目指し、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組み、その成果をあげている企業を表彰した。 ・開催日 R7.2.4(火) ・表彰企業 4社 ・認定取得企業支援事業 アドバイザー派遣 5社 補助金交付 8社	セミナーを実施することにより、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の重要性の意識啓発を図ることができた。	継続	過去の参加人数やアンケート結果を確認し、参加者が興味や関心のある「仕事と家庭両立支援」や「女性の活躍応援」に関するセミナーを今後も定期的に企画・実施する。 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、今後も仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組み、その成果をあげている企業の表彰を継続的に行う。 認定取得企業支援事業については、令和6年度から(公財)相模原市勤労者福祉サービスセンターに事業者への訪問による事業周知を委託した。市内企業のくみん認定取得に向けて、認定制度の周知を図る。	産業支援・雇用対策課	「9労働者」にも掲載
	19	女性起業家支援事業	○女性起業家に対し、経営に必要な知識を得るためのセミナーを実施するほか、交流会を実施し、同じ志を持つ仲間やメンターづくりの機会を創出する。さらに、フォローアップを随時行うことで寄り添った支援を実施した。 ・女性創業プロジェクト 6回実施、参加者21名 ・さがみはら女性のための創業サロン 参加者18名	6回のセミナーと1回のワークショップ・交流会を通じて、起業家が支援機関や同じ立場の仲間と交流の機会を持つことにより、家庭・育児などライフスタイルによって働く環境へ影響を受けやすい女性起業家にとって、創業しやすい環境づくりができた。	継続	引き続き、家庭・育児などライフスタイルによって働く環境へ影響を受けやすい女性起業家にとって、創業しやすい環境づくりを支援する。	創業支援・企業誘致推進課	

3 障害のある人の人権尊重と「共にささえあい 生きる社会」の実現

施策の基本的方向

障害のある人への理解促進や権利擁護の推進、社会参加できる環境づくりを進め、お互いの人格と個性を尊重し合い、「共にささえあい 生きる社会」を実現します。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・障害のある人に対する市民の理解の促進を図るため、相模原市障害者週間のつどい等を行った。
- ・発達障害への理解の促進を図ることを目的とした市民を対象とした講演会やYouTube等での動画配信、横断幕掲示など市民の目に多く触れる方法で啓発を実施した。
- ・「相模原市色の見え方に着目したカラーユニバーサルデザインガイドライン」「知ってほしい！ユニバーサルデザインパンフレット」の作成をし庁内外に配布した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・各種相談事業を実施し、適切な情報やサービスの提供を実施した。
- ・市ホームページに公開する定例記者会見での市長あいさつの動画に手話通訳者の派遣制度を活用した手話通訳を導入した。
- ・視覚障害のある方向けに音声コード付きの障害福祉サービス等事業所一覧を作成し、視覚障害者情報センターで配布した。

○障害のある人の権利擁護に向けた取組

<主な取組>

- ・障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき、障害者虐待やその恐れのある事案について発見者からの通報を受付した。また、マニュアルに基づき早急な事実確認を行い、早期発見・早期対応、障害者の安全を優先し、支援体制の確保に努めた。
- ・知的障害者や精神障害者等のうち、判断能力が十分ではなくなり、かつ親族の援助が期待できない方に対し、市長が後見等開始の申立てを行った。
- ・相模原市人権尊重のまちづくり条例に基づき、障害者に対する不当な差別的言動の拡散防止措置に係る取組を開始した。

◎障害のある人の社会参加に向けた取組の推進

<主な取組>

- ・市立図書館にて障害のある方が利用しやすいよう、また一般の方も気軽に利用出来るよう、DAISYやLLブック、点字資料や布絵本を集めたコーナーを設置した。
- ・精神障害のある人の就労に関する相談体制を整備し、身体・知的障害のある人の就労に関する相談を実施した。
- ・インクルーシブ教育を推進するため、非常勤助助員や支援教育支援員を配置するとともに医療的ケアを必要とする児童の学習環境を整えた。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①障害のある人に対する誤解や偏見に基づく差別を無くし、理解を促進するための啓発を推進します。	1	障害者理解促進事業	○障害のある人に対する市民の理解の促進を図るため、ラッピングバス広告や啓発動画の放映等をはじめ、福祉団体等と連携し、相模原市障害者週間のつとめ及び相模原市障害者作品展を開催した。 ・相模原市障害者週間のつとめ 開催日 令和6年12月8日 会場 あじさい会館ホール 参加者数 約100人 ・相模原市障害者作品展 開催日 令和6年12月6日～12月8日 会場 あじさい会館展示室 出品数 772点 来場者数 438人	障害のある人に対する市民の理解促進のための一助となった。	継続	引き続き障害のある人に対する市民の理解促進を図っていく。	高齢・障害者福祉課
	2	統合失調症家族教室	○統合失調症家族教室(3日コース) 統合失調症についての病気の理解や社会資源の活用、当事者への関わり方について家族が学び、家族の不安軽減及び健康を促進する目的で開催した。 開催日 令和6年6月17日、7月8日、7月22日 参加者数 延べ40人	全日程を通じて、グループワークなどの参加者同士の交流も積極的に行い、概ね目的は達成した。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課
	3	うつ病家族教室	○うつ病家族の集い(3日コース) うつ病に対する正しい理解を基礎として日常生活や社会復帰について家族の対応や家族自身の心の健康を保つことを目的に開催した。 開催日 令和6年9月10日、9月24日、10月1日 参加者数 延べ36人	参加者のアンケートでは概ね良好の評価を得ていて、概ね目標は達成した。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課
	4	精神保健普及啓発事業(精神保健福祉普及運動週間啓発事業)	○精神保健福祉普及運動週間啓発事業を実施した。 実施日 令和6年9月～11月 公共施設におけるパネル展示等	公共施設等のパネル展示により、市民が精神保健福祉への理解を深める機会となった。	継続	市民への精神保健福祉に関する啓発の一環として、引き続き実施する。	精神保健福祉センター
	5	地域移行支援事業	○精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進事業に取り組み、意見交換会、連絡会議等を実施した。	・構築推進連絡会議「協議の場」について構成メンバーに偏りがみられるため、選出方法含め見直しが必要となっている。 ・精神科病院、相談支援事業所等と更なる連携を図る必要がある。	継続	引き続き地域包括ケアシステムの構築推進事業に取り組む。	精神保健福祉課 精神保健福祉センター
	6	精神保健相談指導等事業	○メンタルヘルス市民講座 こころの健康に対する市民の関心を高めるとともに、精神疾患への理解を深めながら適切な対応をとることができるとを目的に講座を開催した。 開催日 令和6年8月14日 会場 杜のホールはしもと 多目的室 開催回数 1回 参加者数 31人	市民のメンタルヘルスへの理解促進に効果があった。	継続	市民のメンタルヘルスへの理解促進を図るため、テーマを変えて引き続き実施する。	精神保健福祉センター 緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課
	7	精神保健普及啓発事業(イベント啓発)	○各種イベントに参加し依存症に関する啓発を行った。 主なイベント ・さがみはら 健康フェスタ2024 日時 令和6年10月12日 場所 ウェルネスさがみはら	本市が後援しているイベント等で啓発することで、依存症について理解を深める機会となった。	継続	引き続き、イベント等に参加し啓発に取り組んでいく。	精神保健福祉センター
							「7疾病等」にも掲載

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	8	相模原市保育者ステップアップ研修(基礎研修)	○保育士等の資質向上を目的に、保育者ステップアップ研修を実施した。 ・基礎研修「配慮を要する乳幼児の理解」 開催日 令和6年6月11日 参加者 117名 参加園 92園 (対象園 265園)	・市内の全幼児教育、保育施設を対象に受講の募集をし、受講者に配慮を要する乳幼児の理解について学ぶ機会を提供することができた。 ・市内265園を対象に募集。再募集等することで、前年度より参加者数は増えた。更に参加を促す対応を考えていく。	継続	今後も継続して実施し、市、園全体で障害に対する理解を深めてけるようにする。また、申し込みのない園に対して、受講を働きかけていく。	保育課	
	9	相模原市保育者ステップアップ研修(専門研修)	○保育士等の資質向上を目的に、保育者ステップアップ研修を実施した。 ・障害児保育・特別支援教育に関する研修 開催日 令和6年6月～11月全5回実施 参加者 延べ567名 参加園 116園 (対象園 265園(定員120人))	・中堅ステージ以上の保育士・幼稚園教諭・保育教諭等を対象に受講の募集をし、定員に対して多くの園の受講者に障害のある人に対する理解について学ぶ機会を提供することができた。	継続	今後も継続して実施し、市、園全体で障害に対する理解を深めてけるようにする。また、申し込みのない園に対して、受講を働きかけていく。 ・配慮を要する児、障害のある児が増えているなかで、対応を学びたいという声は多い。研修内容について検討する。	保育課	
	10	相模原市保育者ステップアップ研修(指定者研修)	○保育士等の資質向上を目的に、保育者ステップアップ研修を実施した。 ・支援保育コーディネーター研修 開催日令和5年5月～令和6年1月 基礎編全5回、発展編全3回実施 参加者 延べ669名 参加園 182園 (対象園 184園)	各園長・施設長から選任された支援保育コーディネーターを対象に受講の募集をし、多くの園の受講者に障害のある人に対する理解について学ぶ機会を提供することができた。	継続	今後も継続して実施し、支援保育について考え、意識を高めていけるようにする。	保育課	
			○世界自閉症啓発デー(4月2日)、発達障害啓発週間(4月2日～4月8日)の一環として、市民の発達障害への理解の促進を図ることを目的としたイベント等を開催した。 (1)さがみはら発達障害啓発WEBセミナー2025 第1回 開催日 令和7年2月22日 参加者数 129人 第2回 開催日 令和7年3月8日 参加者数 101人 ※両日Zoomで実施。 (2)発達障害啓発ライトアップ 自閉症のシンボルカラーであるブルーを基調としたライトアップを実施した。 ウエルネスさがみはら 実施日 令和6年4月2日 (3)市立各図書館での啓発活動 発達障害に関する掲示コーナーの設置や発達障害に関する書籍の紹介等を実施。 実施期間 令和7年3月7日～4月8日	市民を対象とした講演会や「ぞっこん!相模原」での放送、横断幕掲示など市民の目に多く触れる方法で啓発を実施し、発達障害への理解促進を図ることができた。	継続	発達障害への理解促進を図るためには、継続した事業実施が有効であるため、引き続き実施していく。		

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	11	発達障害啓発事業 (イベント・啓発)	(4)横断幕・懸垂幕の掲示 市役所本庁舎・各区合同庁舎・市内各駅に普及啓発の横断幕・懸垂幕を掲示。 実施期間 令和7年3月7日～4月8日 場所 市役所本庁舎・橋本駅・相模原駅・相模大野駅(横断幕)、緑区合同庁舎・南区合同庁舎(懸垂幕) (5)世界自閉症啓発デーポスターの掲示 厚生労働省製作のポスターを市内各所に配布。 (6)ブルーグッズの配布 啓発物品を世界自閉症啓発デーやイベントに合わせて配布。 はたちのつどい 実施日 令和7年1月13日 市内販売店 実施期間 令和7年3月7日～3月31日 場所 さがみ湖温泉うるり、さがみはらアンテナショップsagamix、ハンドメイドショップ パオパブ (7)「ぞっこん! 相模原」での啓発事業の放映 「相模原市自閉症児・者親の会(相模原やまびこ会)」と「さがみ湖MORIMORI」の協力をいただき、本市の発達障害啓発事業やライトアップ等の様子を市広報番組で放送。				陽光園(発達障害支援センター)	
	12	発達障害啓発事業(講演会・セミナー)	○発達障害への理解の促進を図るために講演会・研修・講座の開催及び講師派遣等を実施した。 【主催研修】6件 <内訳> 講演会 1回(発達障害啓発WEBセミナー) 研修 1回 講座 4回 【共催研修】37件 【講師派遣】4件 【機関コンサルテーション】4件	市民や支援者など様々な分野の方を対象に研修を実施し、発達障害者への理解促進を図ることができた。	継続	発達障害への理解促進を図るためには、継続した事業実施が有効であるため、引き続き実施。	陽光園(発達障害支援センター)	
	13	発達障害啓発事業	○子育てをしている家族、保護者向けの講座、一般市民向けの講演会、関係者向けの研修会を実施した。 対面、オンラインでの動画配信など様々な形式で発達障害啓発を実施した。 ・主催研修 講座 12件 講演会 1件 研修会 1件 ・講師派遣 25件 ・機関コンサルテーション 30件	参加者の反応は概ね好評だったが、家庭の状況等によりオンラインと対面形式を希望する声等々々であった。	継続	講義内容や開催規模等によって形式を検討し、参加希望者がより参加しやすい講座等の開催を目指す。	陽光園(療育相談室)	
	14	人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会	○障害のある人の理解促進のため、人権・福祉教育研修を実施した。また、担当者会等において周知啓発を実施した。 ・人権・福祉教育研修の実施(指導主事による学校での研修) 実施数 75校 ・人権・福祉教育担当者会の実施(年2回実施) ・「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」の周知	研修等を通じて障害のある人の理解促進や発達障害のある子どもの理解を深める機会を提供することができた。 福祉教育についての内容を充実させていく必要がある。	継続	福祉教育についての内容を充実させるため、社会福祉協議会の方からの講義を検討する。	学校教育課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
②相手の立場になって共感することのできるような人権及び福祉に関する取組を進めます。	15	人権啓発推進事業 (啓発冊子)	○啓発冊子「障害のある人と人権」、「外国人と人権」を作成し、ホームタウンチームとの連携事業で市民等に配布した。 作成部数 2,000部(障害のある人1,000部、外国人1,000部) 啓発日 ①令和6年10月20日 ②令和6年12月10日 場所 ①ギオンスタジアム ②相模大野駅、橋本駅	市ホームタウンチームと連携し、試合会場及び市内駅頭において人権啓発物品の配布等を実施し、障害者及び外国人の人権に関する課題について、多くの人に啓発することができた	継続	今後も、年度ごとにテーマを検討し、実施する。	人権・男女共同参画課	「6外国人市民」にも掲載
	16	自殺総合対策事業	○精神保健福祉センターが作成する自殺予防・自殺対策に関するリーフレットを各課窓口に配架した。(通年)	自殺予防・自殺対策に係る周知啓発の一助となった。	継続	引き続き、実施していく。	緑高年齢・障害者相談課 中央高年齢・障害者相談課 南高年齢・障害者相談課 津久井高年齢・障害者相談課	
	17	人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会【再掲】	○障害のある人の理解促進のため、人権・福祉教育研修を実施した。また、担当者会等において周知啓発を実施した。 ・人権・福祉教育研修の実施(指導主事による学校での研修) 実施数 75校 ・人権・福祉教育担当者会の実施(年2回実施) ○「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」の周知	・研修等を通じて障害のある人の理解促進や発達障害のある子どもの理解を深める機会を提供することができた。 ・福祉教育についての内容を充実させるため、人権・福祉教育担当者会にて、社会福祉協議会の方に福祉教育について講義いただいた。	継続	引き続き、人権教育と福祉教育についての内容を充実させるため、社会福祉協議会の方からの講義についても継続する。	学校教育課	
	18	障害者週間啓発展示	○障害者週間に合わせ、視覚障害者情報センター及び図書館3館で、各施設や障害者サービス・関係団体の紹介、関連資料の展示を実施した。 令和6年12月1日～28日	視覚障害者等の各施設の円滑な利用の支援や読書バリアフリーの推進に資するとともに、関係4施設の連携を深めることが出来た。	継続	啓発活動だけにとどまることなく、担当職員の音声読書機などの各種機材の操作研修参加や、各施設における合理的配慮の推進につなげていく。	図書館 相模大野図書館 橋本図書館 視覚障害者情報センター	
③心のバリアフリーの教育やユニバーサルデザインの普及啓発を推進します。	19	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	○市民協働提案事業によりUDさがみはらの発行を3回行い、市内に配布を行った。 ○「相模原市色の見え方に着目したカラーユニバーサルデザインガイドライン」「知ってほしい！ユニバーサルデザインパンフレット」の作成をし市内外に配布した。	市内外問わずガイドラインの希望者が増えており、少しずつユニバーサルデザインの普及が進んでいる。	拡充	・ユニバーサルデザインのガイドブックを作成していく。 ・NPO法人との協働事業によるUDさがみはらを刊行していく。	地域包括ケア推進課	
	20	精神保健普及啓発・地域支援事業	○精神保健福祉普及週間(令和6年10月7日～10月13日)の前夜で各区で啓発ブースを設置し、関連する掲示やリーフレットを配置。市民へのこころの健康や精神疾患・障害に関する普及啓発を行なった。	市民に対する啓発としてよい機会となった。	継続	引き続き、実施していく。	精神保健福祉センター 緑高年齢・障害者相談課 中央高年齢・障害者相談課 南高年齢・障害者相談課 津久井高年齢・障害者相談課	「7疾病等」にも掲載

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	21	人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会【再掲】	○障害のある人の理解促進のため、人権・福祉教育研修を実施した。また、担当者等において周知啓発を実施した。 ・人権・福祉教育研修の実施(指導主事による学校での研修) 実施数 75校 ・人権・福祉教育担当者会の実施(年2回実施) ○「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」の周知	・研修等を通じて障害のある人の理解促進や発達障害のある子どもの理解を深める機会を提供することができた。 ・福祉教育についての内容を充実させていく必要がある。	継続	福祉教育についての内容を充実させるため、社会福祉協議会の方からの講義を検討する。	学校教育課	
	22	障害者スポーツ理解促進事業(さがみはら“ゆめ”プロジェクト)	○共生社会の実現に向けた障害者スポーツの理解促進に関する取組を推進するため、実行委員会を設立し、障害のある人となない人のスポーツを通じた交流事業等を検討・実施した。 【令和6年度実績】 ○「市制施行70周年記念第5回さがみはら“ゆめ”プロジェクト～みんなで一緒にパラスポーツ体験～」 ・実施日 令和6年11月23日(土) ・場所 相模原市立体育館 ・実施内容 パラスポーツ(車いすバスケット、車いすテニス、ゴールボール)ややさしい体験会を行った。 ・参加者 34名 ○「市制施行70周年記念第6回さがみはら“ゆめ”プロジェクト～いろんなパラテニスを知ろう！やってみよう！～」 ・実施日 令和7年2月16日(日) ・場所 小倉テニスコート ・実施内容 さまざまなテニス(ブラインド、車いす、スペシャルオリンピックス、デフ、立位、ビーチテニス)の体験会やテニスゲーム大会などを行った。 ・参加者 40名	障害の有無に関わらず一緒に参加できるスポーツを通じて体験交流を行うことで障害者スポーツの推進や相互理解の促進に取組むことができた。 (課題) 事業の認知度の向上を図り、事業の参加者や協力者を増加させ、より運営体制を強化していく必要がある。	継続	事業の認知度を高め、参加者や協力者を増やしていく。情報の提供回数を増やす方法を検討していく。	スポーツ推進課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
相談・支援の充実							
④障害の特性、種別や程度に応じた相談体制の充実、サービスの提供を実施します。	23	障害児者支援等事業 障害児者自立支援給付に係る相談等 (障害福祉サービス)	○手帳申請・交付(全市) 障害者手帳交付時にそれぞれの手帳種類・等級で利用できる福祉サービスについて説明を行なった。 身体障害者手帳交付数 2,343件 療育手帳交付数 1,606件 精神保健福祉手帳交付数 6,371件 ○障害福祉サービスの利用を希望する者や既にサービス利用している者に対し、当事者に合った利用ができるようサービスに関連した情報提供を実施した。 障害福祉サービス(介護給付費等)決定数(身知+精神合計、参考値) 緑 985件 中央 3,301件 南 2,692件 城山 164件 津久井 339件 相模湖 57件 藤野 63件	障害福祉サービスの利用を希望する者や既にサービス利用している者が当事者に合ったサービスを受けることに資することができた。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター
	24	障害児者自立支援給付に係る相談(身体・知的障害に関する相談)	○身体・知的障害に関する相談や関連する制度やサービスについての相談を実施した。 受付総数 緑 5,964件 中央 14,355件 南 11,682件 城山 624件 津久井 504件 相模湖 225件 藤野 242件	身体・知的障害の特性、種別や程度に応じた相談対応ができた。また、必要な情報、制度・サービスの提供を行うことができた。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター
	25	障害児者自立支援給付に係る相談(精神障害に関する相談)	○精神保健福祉に関する相談や関連する制度やサービスについての相談を実施した。 相談総数 緑 1,389件 中央 3,770件 南 3,884件 津久井 1,166件	障害福祉サービスの利用を希望する者や既にサービス利用している者が当事者に合ったサービスを受けることに資することができた	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課
	26	精神保健相談指導等事業(精神障害に関する相談)	○精神保健福祉に関する相談や関連する制度やサービスについての相談を実施した。 相談総数 緑 1,389件 中央 3,770件 南 3,884件 津久井 1,166件	精神保健福祉に関する相談に対応し、関連する制度やサービスについて適切な情報提供や助言等を実施することができた。	継続	継続して実施する。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課
	27	手話通訳者の設置	○聴覚障害のある人などの相談・手続きなどを容易にするため手話通訳者を設置した。 緑高齢・障害者相談課 毎週月・木曜日 中央高齢・障害者相談課 毎週火・金曜日 南高齢・障害者相談課 毎週水・金曜日 ※時間はいずれも、9:00～12:00、13:00～17:00	窓口に来庁された聴覚障害のある人などに対して、円滑に対応を行うことができた。また、設置制度を知らない聴覚障害者が多く、新規利用者が増えにくく、制度の周知や普及が課題である。	継続	現状、設置利用者が特定の方々に限られている状況であることから、引き続き市ホームページや障がい者のための福祉のしおり、サークル等で周知していく。	高齢・障害者支援課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	28	発達障害相談支援事業(相談)	○発達障害やその心配がある人、その家族、および関係機関からの発達障害に関する相談に応じた。 新規相談件数 665件 <内訳> 15歳以下 2件 16～18歳 96件 19歳以上 518件 不明 49件	様々な相談に対し適切な対応をすることができた。	継続	更なる相談体制の充実を図るため引き続き実施。	陽光園(発達障害支援センター)	
	29	障害者相談支援キーステーション事業	○地域の相談支援の拠点として、総合的かつ専門的な相談支援を各区において実施した。 相談件数 緑 6,797件 中央 5,498件 南 6,254件	障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の相談支援の拠点として、総合的かつ専門的な相談に対応することができた。	継続	継続して実施する。	高齢・障害者福祉課	
	30	発達障害者支援地域協議会の設置と運営	○地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、医療・福祉・教育・雇用等各分野の連携の緊密化を図るとともに、乳幼児期・学齢期・成人期の各ライフステージに応じた支援体制の整備について協議した。 設置 平成31年1月4日 開催回数 本会議 2回 乳幼児期部会 2回 学齢期部会 2回 成人期部会 2回	各部会においてQ-SACCS(発達障害における地域支援体制の簡易構造評価)を用いて各ライフステージ毎の支援体制を確認した。 各部会での取組みを本会議で報告し、各委員から意見を聴取した。 こうした活動を通じて、ライフステージに応じた支援体制について構成員で共有することができた	継続	各部会においてQ-SACCS(発達障害における地域支援体制の簡易構造評価)を用いて各ライフステージ毎の支援体制を確認し、本会議で検討することで相模原市における支援課題や強みの抽出を進めてきた。次年度は3部会合同でQ-SACCSを元に意見交換し、相模原市の発達障害の支援体制について強みや課題の抽出を行っていく。	陽光園(療育相談室)	
⑥障害のある人のニーズや特性に応じたわかりやすい情報提供を推進します。	31	広報における手話通訳者・要約筆記者派遣制度(高齢・障害者支援課)の活用	○令和5年3月分の市長定例記者会見から、手話通訳者の派遣制度を活用し、市ホームページに公開する市長あいさつの動画に手話通訳を導入した。	手話通訳を導入することで、聴覚に障害のある人の情報格差の解消に取り組んだ。	継続	今後も、障害のある人の情報格差の解消に有用な取組として継続していく。	広報課	
	32	声の広報・点字版広報の配布	○視覚に障害のある人へ広報さがみはらの録音版・点字版を配布した。 発行数 月2回	個々の状況によって、点字版・録音版の広報を選んでいただくことで、市の情報をお知らせできる体制を整えている。	継続	今後も継続していく。	広報課	
	33	視覚障害者情報センターの運営	○視覚障害のある人に向けて、点字図書・録音図書の貸出しや作成を行った。 ○視覚障害なんでも相談サロンを実施した。	視覚障害のある人の情報保障の一助となった。	継続	引き続き視覚に障害のある人への情報保障となるよう事業を継続していく。	高齢・障害者福祉課	
	34	視覚障害者用事業所一覧作成事業	○視覚障害のある方へ障害福祉サービス等事業所の情報を提供することを目的とし、音声コード付きの事業所一覧を作成し、視覚障害者情報センターで配布した。 作成部数 20部	視覚障害のある方へ障害福祉サービス等事業所の情報を提供することができた。 配布部数 14部	継続	今までの配布実績を鑑み、同規模で同様の内容で取り組む。	福祉基盤課	
	35	障害者サービス事業(図書館における貸出、朗読)	○視覚障害のある方のために、録音図書(カセットテープ、デジ、朗読CD)の貸出を行った。 ○大活字本の貸出を行った。 R6 3館合計 9,848冊(相武台分館分を含む) ○視覚障害の方のためにボランティアによる対面朗読を実施した。 R6 3館合計 101回	・カセットテープは既に購入しておらず、保有している資料も経年劣化で切れているなど、年々所蔵が減少している。大活字本は部数限定の販売で、すぐに絶版になってしまい、出回っている作品も古典的な名作が多いなどジャンルの偏りがある。 ・対面朗読のボランティアも高齢化が進んでいる。	継続	カセットテープの代替資料として、朗読CDの収集に力を入れていく。デジタル化資料の公衆送信サービスについても、他の公共図書館の実施状況を注視しながら研究していく。	図書館 相模大野図書館 橋本図書館	
	36	障害者サービス事業(図書館における宅配等)	○来館が困難な方のために、ボランティアによる宅配サービスを行った。 R6 12回 ○市内の特別支援学級や障害者支援施設等のために布絵本の貸出を行った。 R6 8点	宅配サービスについては、新たなボランティアの担い手が見つからず、事業の拡大が困難な状況である。	継続	宅配サービスについては、大野北地区社会福祉協議会と定期的に調整会議を開催しながら、今後の事業展開について検討していく。	図書館	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
⑦介護者の介護負担を軽減するため、身近な地域での総合的な相談・支援を推進します。	37	精神保健相談指導等事業(介護者に対する相談)	○介護者からの障害者への関わり方や介護上の悩み、介護負担軽減のための社会資源やサービスについての情報提供等の相談体制を整備した。	各種相談時に適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高齡・障害者相談課 中央高齡・障害者相談課 南高齡・障害者相談課 津久井高齡・障害者相談課	
	38	障害児者自立支援給付に係る相談(介護者に対する相談)	○介護者からの障害者への関わり方や介護上の悩み、介護負担軽減のための社会資源やサービスについての情報提供等の相談体制を整備した。	各種相談時に適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高齡・障害者相談課 中央高齡・障害者相談課 南高齡・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齡・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター	
	39	統合失調症家族教室【再掲】No.2	○統合失調症家族教室(3日コース) 統合失調症についての病気の理解や社会資源の活用、当事者への関わり方について家族が学び、家族の不安軽減及び健康を促進する目的で開催した。 開催日 令和6年6月17日、7月8日、7月22日 参加者数 延べ40人	全日程を通じて、グループワークなどの参加者同士の交流も積極的に行い、概ね目的は達成した。	継続	継続して実施する。	緑高齡・障害者相談課 中央高齡・障害者相談課 南高齡・障害者相談課 津久井高齡・障害者相談課	
	40	うつ病家族教室【再掲】No.3	○うつ病家族の集い(3日コース) うつ病に対する正しい理解を基礎として日常生活や社会復帰について家族の対応や家族自身の心の健康を保つことを目的に開催した。 開催日 令和6年9月10日、9月24日、10月1日 参加者数 延べ36人	参加者のアンケートでは概ね良好の評価を得ていて、概ね目標は達成した。	継続	継続して実施する。	緑高齡・障害者相談課 中央高齡・障害者相談課 南高齡・障害者相談課 津久井高齡・障害者相談課	
⑧児童・生徒の障害の状態に適した相談体制の充実に取り組みます。	41	障害児者自立支援給付に係る相談(精神保健福祉手帳を有する者に関する決定等)	○精神保健福祉手帳を所持している児童もしくはそれに準じた障害のある児童に対し、障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援の申請相談・受付・支給決定を実施した。	各種相談時に当該項目に関連した内容が含まれることがあることから、適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高齡・障害者相談課 中央高齡・障害者相談課 南高齡・障害者相談課 津久井高齡・障害者相談課	
	42	障害児者自立支援給付に係る相談(障害者手帳を有する者等に関する決定等)	○障害者手帳を所持している児童もしくはそれに準じた障害のある児童に対し、障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援の申請相談・受付・支給決定を実施した。	各種相談時に当該項目に関連した内容が含まれることがあることから、適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高齡・障害者相談課 中央高齡・障害者相談課 南高齡・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齡・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター	
	43	療育相談事業	○療育相談の実施 新規相談件数 898件 ○児童発達支援事業及び初期療育サロンの実施 実施回数317回 利用人数 延べ1303人 ○リハビリテーションの実施 利用人数 延べ1854人	・発達及び障害に関する相談体制の充実に取り組むことができた。 ・利用しやすい療育の場を提供するため、初期療育の充実が課題。	継続	児童・生徒の障害の状態に適した柔軟かつ迅速な相談体制を実現するため、児童発達支援事業を廃止し、令和7年度より初期療育サロンを本格実施している。	緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	44	発達障害相談支援事業(相談)	○発達障害やその心配がある人、その家族、および関係機関からの発達障害に関する相談に応じた。 新規相談件数(16歳～18歳) 96件	様々な相談に対し適切な対応をすることができた。	継続	更なる相談体制の充実を図るため引き続き実施。	陽光園(発達障害支援センター)	
	45	発達障害相談支援事業(支援)	○発達障害に関する相談を行い、関係機関等と連携して相談者のニーズに応じた支援を行った。 新規相談件数(7歳～15歳)365件	発達障害に関する相談支援体制の充実に取り組むことができた。	継続	更なる相談体制の充実を図るため引き続き実施。	陽光園(療育相談室)	
	46	就学移行支援事業	○小学校就学の際に、児童の発達特性や就学前の支援内容を、保護者の同意を得て就学先に生活支援シートMapの「つなぐページ」を使用して伝えることで、安心した学校生活を送ることをめざした支援を実施した。 申込者数 625 人	支援を受けている児の保護者や保育所等の教職員へ広く浸透し、小学校との情報共有が図られている。	継続	就学前の情報共有を求める保護者や支援者のニーズが高く、今後も継続する。	陽光園(療育相談室)	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
障害のある人の権利擁護に向けた取組							
⑨障害のある人への虐待の防止及び早期発見と適切な対応の推進を図ります。	47	障害者虐待防止事業	○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき、障害者虐待やその恐れのある事案について発見者からの通報を受付した。また、マニュアルに基づき早急な事実確認を行い、早期発見・早期対応、障害者の安全を優先し、支援体制の確保に努めた。 通報件数: (緑) 身体・知的班6件 精神保健班20件 (中央)身体・知的班13件 精神保健班37件 (南)身体・知的班9件 精神保健班30件	早期発見・早期対応に努め、早急な事実確認を行い、障害者の安全を優先し、支援体制の確保に努めた。	継続	継続して実施する。	緑高齡・障害者相談課 中央高齡・障害者相談課 南高齡・障害者相談課 津久井高齡・障害者相談課
	48	障害者虐待防止事業(高齡者・障害者虐待防止ネットワーク協議会)	○高齡者・障害者の虐待防止を推進し、迅速かつ的確な対応等を図るため、地域の関係者や関係団体・機関で構成する「相模原市高齡者・障害者虐待防止ネットワーク協議会」を開催し、連携のための情報交換を行った。 開催日 令和7年1月23日	様々な分野の構成員によって、市及び関係機関それぞれの虐待対応や防止の取組について情報共有ができた。	継続	引き続き、様々な分野の構成員によって、市及び関係機関それぞれの虐待対応や防止の取組について情報共有を進め、相互の連携強化を図る。	高齡・障害者福祉課 「4高齡者」にも掲載
	49	成年後見制度利用支援事業	知的障害者や精神障害者等のうち、判断能力が十分ではなくなり、かつ親族の援助が期待できない方に対し、市長が後見等開始の申立てを行った。 また、後見、保佐及び補助開始のための審判請求に係る費用及び後見人等への報酬費用の助成を行った。 ・市長申立て 10件 ・審判請求費用 0件 ・報酬費用 82件	制度の利用が必要な方へ適切な支援を実施することができた。	継続	今後、制度利用者数の増加が見込まれることから、引き続き制度利用に係る必要な支援を図る。	高齡・障害者福祉課 「4高齡者」にも掲載
	50	成年後見制度利用促進事業	知的障害者や精神障害者等のうち、判断能力が十分ではなくなり、かつ親族の援助が期待できない方が、地域で安心して暮らすことができるよう、制度の利用を促進するとともに、関係機関との連携強化を目的とした権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会の運営を行った。 年3回開催	成年後見制度の利用が必要と思われる方に対して、制度の利用を促進するとともに、協議会を通じて制度の推進及び連携強化を図ることができた。	継続	更なる制度の利用促進に向けて、第二期相模原市成年後見制度利用促進基本計画に基づき施策の推進を図る。	高齡・障害者福祉課 「4高齡者」にも掲載
	51	さがみはら福祉サービス利用援助事業の充実を図ります。	さがみはら成年後見・あんしんセンターが実施する「日常生活自立支援事業」に対し、補助金を交付した。	さがみはら成年後見・あんしんセンターの事業運営に対して、適切な支援を実施することができた。	継続	今後、日常生活自立支援事業の利用者の増加が見込まれることから、更なる運営支援策の検討が必要	高齡・障害者福祉課 「4高齡者」にも掲載
⑫障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供に取り組みます。	52	精神保健相談指導等事業(合理的配慮に関する相談)	○当事者や介護者、地域住民などから精神障害を理由とする差別に関する相談を受けた際、共生社会に向けての考え方や障害者に対して適切な対応がなされるよう、合理的配慮の提供等の相談体制を整備した。	各種相談時に当該項目に関連した内容が含まれることがあることから、適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高齡・障害者相談課 中央高齡・障害者相談課 南高齡・障害者相談課 津久井高齡・障害者相談課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	53	障害児者自立支援給付に係る相談(合理的配慮に関する相談)	○当事者や介護者、地域住民などから身体・知的障害を理由とする差別に関する相談を受けた際、共生社会に向けての考え方や障害者に対して適切な対応がなされるよう、合理的配慮の提供等の相談体制を整備した。	各種相談時に当該項目に関連した内容が含まれることがあることから、適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高齡・障害者相談課 中央高齡・障害者相談課 南高齡・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齡・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター	
	54	発達障害サポートカードの配付	○発達障害の特性がある方とその家族が、生活する上で不便さや困り感のある場面で、必要なサポート内容を記載したカードを提示することで、生活しやすくするためのカードを作成し、相談窓口や講演会・イベント等で配架した。 配架窓口 精神保健福祉センター、各区高齡・障害者相談課、各福祉相談センター、各子育て支援センター療育相談室、中央子育て支援センター母子保健班、児童相談所 講演会・イベント 啓発講座の会場にて配架	サポートカードにより、発達障害のある人が、周囲の人へ理解や配慮を伝えやすくなっている。	継続	発達障害への理解促進を図るためには、継続した事業実施が有効であるため、引き続き実施。	陽光園(発達障害支援センター)	
	55	障害者差別解消推進事業	○イベント等において啓発パンフレット等の配布 ○職員向け研修の実施 開催日 令和6年7月12日 参加者数 38人 ○障害者差別解消支援地域協議会の開催 開催日 令和7年2月6日	障害者差別解消支援地域協議会においては、様々な分野の構成員によって、市及び関係機関それぞれの取組について情報共有ができた。	継続	引き続き、様々な分野の構成員によって、市及び関係機関それぞれの取組について情報共有を進め、相互の連携強化を図る。	高齡・障害者福祉課	
	56	図書館職員専門研修	○職務遂行上必要な合理的配慮に係る知識と事例を学ぶため研修を実施した。 開催日 令和6年12月12日 場所 市立図書館 参加者数 65人	図書館や図書室の現場で直接利用者に接する者にとって、合理的配慮に対する理解と対応の参考になるヒントを得るきっかけとなった。	継続	今後も引き続き障害者サービスに係る知識や理解を深めていくため、職員研修の題材として積極的に取り上げていく。 ※テーマは年度ごとに任意に設定。	図書館	
	57	相模原市人権尊重のまちづくり条例(不当な差別的言動の拡散防止措置)	○相模原市人権尊重のまちづくり条例に基づき、本邦外出身者及び障害者に対する不当な差別的言動について、インターネットモニタリングを実施し、拡散防止措置を講じる取組を行った。 措置件数:0件	条例の施行に合わせ円滑に開始することができた。今後、ノウハウを蓄積していく必要がある。	継続	条例に基づき、適切に制度を運用していく。	人権・男女共同参画課	「6外国人市民」「13インターネット」にも掲載

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
障害のある人の社会参加に向けた取組の推進							
⑬ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。	58	アクセシビリティ試験業務	〇市ホームページにおいて、主に高齢者、障害者及び一時的な障害のある人が、ウェブコンテンツを利用するときの情報アクセシビリティを確保し、向上させるためウェブアクセシビリティJIS規格への対応に努めた。	JIS規格(JIS X 8341-3:2016)の適合レベルAに一部準拠	継続	不適合項目は適合レベルAAに準拠するよう修正	広報課
	59	社会参加促進事業	精神障害の理解へ向けた当事者によるメッセージ動画と周知用のチラシを作成した。 (1)障害の理解に向けたメッセージ動画 動画公開日:令和7年3月 (2)周知用チラシ 内容:「障害の理解に向けたメッセージ動画」に込められた想いや動画視聴用のQRコードと感想入力用のLOGOフォームのQRコードを掲載。	庁内の関係部署や、当事者が所属する事業所等に手渡しで配布し、当事者の活動を通して精神障害者の理解促進に関する普及啓発を行った。	継続	引き続き、精神障害の理解を深めるため、イベント参加、広報物の作成等を通じて啓発に取り組んでいく。	精神保健福祉センター
	60	身体障害者等の優先利用駐車スペースの充実	〇市営自動車駐車場において、優先利用駐車スペースを身体障害者用とマタニティ用に分けて確保することにより、障害を持つ方が確実に停められるようにした。	必要な方に優先利用駐車スペースを提供できた。	継続	引き続き優先利用駐車スペースを提供する。	路政課
	61	学校施設の整備	〇学校施設を整備した。 ・校舎改修工事によるバリアフリー化 整備校 6校 旭小学校,上溝南中学校,宮上小学校,相陽中学校,大野南中学校,相模台小学校 ・屋内運動場改修工事によるバリアフリー化 整備校 6校 光が丘小学校,若草小学校,大沢小学校,新磯小学校,藤野南小学校,鹿島台小学校 ・トイレ整備工事によるバリアフリー化 整備校 1校 陽光台小学校	各工事を実施し、校舎等のバリアフリー化を推進した。	継続	引き続き各工事の中で必要な設備の設置等を進め、バリアフリー化を推進していく。	学校施設課
	62	障害者スポーツ大会等活動支援事業	〇全国障害者スポーツ大会への相模原市選手団の派遣や神奈川県障害者スポーツ大会の開催等を行った。 ・第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」に相模原市選手団を派遣。 開催日 令和6年10月26日～28日 開催地 佐賀県 派遣人数 選手17名(個人競技5種目) 〇「第18回神奈川県障害者スポーツ大会」を神奈川県と共催。 令和6年4月～令和7年2月にかけて全9競技会を実施。 開催地 神奈川県立スポーツセンター(藤沢市)等 相模原市参加選手 合計146名	障害者がスポーツを通じてその人らしさを表現し、健康・体力の維持増進を図るとともに、参加者相互の交流を促し、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することができた。	継続	引き続き支援していく。	スポーツ推進課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	63	図書館におけるバリアフリー資料コーナーの設置	○障害のある方が利用しやすいよう、また一般の方も気軽に利用出来るよう、DAISYやLLブック、点字資料や布絵本を集めたコーナーを設置している。	障害のある方だけでなく、来館したとなたにでも利用していただいているが、保有資料が限られている。	継続	新たな資料の確保や、さらなるコーナーの充実に努めていく。	図書館 相模大野図書館 橋本図書館	
	64	けやき体育館との協力事業	○地域への障害者及び障害に対する理解促進を図ることを目的に、けやき体育館主催の「ふらっとアート」、「けやきひろば」において工作プログラムを実施した。 ・けやきひろば 5月11日 参加者67人 ・ふらっとアート 9月15日 参加者25人 ・けやき体育館フェスタ12月9日 参加者34人	主催者と内容について協議を重ねたことで、障害の有無にかかわらず、様々な市民が参加できる事業となった。今後も、誰もが気軽に参加できる事業を目指していきたい。	継続	参加者に向けた道具の使い方や説明方法、環境配慮等について、主催者との意見交換をもとに工夫して進めていきたい。	アートラボはしもと	
	65	さがみはらSAKURA路上アート	アートを通じて共生社会の推進を図ることを目的に、年齢も障害の有無も関係なく、あらゆる人が気軽に、そして一緒になって楽しむことができるイベントを開催した。 開催日 3月30日 参加者 600人	障害者に限らず、美大生から地域で活動する作家など幅広く方に参加いただき、本イベントの趣旨に沿った取組となった。	継続	引き続き、同様の内容で取り組むこととする。	文化振興課	
	66	メール119・NET119による119番通報	○メールやスマートフォンにより119番通報を受け付けた。 実績 3件	音声による通報が困難な方からの要請を受信することができ、円滑な情報聴取に効果的であった。一方、事前登録制であることやNET119はスマートフォン操作が必須であることが課題である。	継続	引き続き、同様の内容で取り組むこととする。	消防局警防部指令課	
就労を支援するための取組の充実を図ります。	67	精神保健相談指導等事業(就労相談)	○精神障害のある人の就労に関する相談を実施した。	各種相談時に就労に関連した内容が含まれることから、適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高年齢・障害者相談課 中央高年齢・障害者相談課 南高年齢・障害者相談課 津久井高年齢・障害者相談課	
	68	障害児者自立支援給付に係る相談(就労相談)	○身体・知的障害のある人の就労に関する相談を実施した。 就労に関する相談実績 緑 68件 中央 241件 南 197件 ※緑は旧4町含む	身体・知的障害の特性、種別や程度に応じた相談を実施し、必要な情報、制度・サービスの提供を行うことができた。	継続	継続して実施する。	緑高年齢・障害者相談課 中央高年齢・障害者相談課 南高年齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高年齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター	
	69	障害児者自立支援給付に係る相談(就労訓練の決定等)	○障害福祉サービスでの就労訓練を希望した者に対し、申請相談・受付・支給決定を実施した。	各種相談時に当該項目に関連した内容が含まれることから、適切に対応できるよう相談体制を整えておく必要がある。	継続	継続して実施する。	緑高年齢・障害者相談課 中央高年齢・障害者相談課 南高年齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高年齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	70	発達障害者就労支援事業	○相模原市社会福祉事業団と連携し、成人期における発達障害者の就労支援を実施した。 支援者数 212人	発達障害の特性に応じた支援を実施し、就労支援体制の充実に取り組むことができた。	継続	更なる相談体制の充実に 図るため引き続き実施。	陽光園(発達障害支援センター)	
	71	障害者就労支援事業	○障害者支援センター松が丘園において、障害のある方を対象に就労支援事業を実施した。 新規相談者件数147件 就労者数61人	障害のある方に応じた就労支援をすることで就労へとつながった。	拡充	障害就労の普及啓発事業を実施するなど今後更なる就労支援を推進する。	高齢・障害者福祉課	「9労働者」にも掲載
	72	障害者対象の選考を実施	○市職員の採用に当たって、障害者を対象とした採用選考を実施した。 9月実施分 募集 3人程度 申込 42人 第1次選考(9月29日) 受験 22人 最終合格 2人	障害者を対象とした選考で、受験にあたっての環境的配慮を行っている。 今後の本市の障害者雇用について、任命権者(人事・給与課、教職員人事課)と連携を深めていく。	継続	引き続き、実施していく。	任用調査課	
	73	インクルーシブ教育の推進	○非常勤助助員の配置 ○支援教育支援員の配置 ○医療的ケアの実施 ○支援教育ネットワーク協議会の開催	・教育内容の充実を図るため、支援教育支援員・非常勤助助員・看護師を配置し、適切な指導及び必要な支援につなげることができた。 ・医療的ケアをはじめ様々な教育的ニーズが増え、教員の専門性の向上や看護師の人材確保などが必要である。 ・配置する会計年度任用職員(支援教育支援員、非常勤助助員、学校看護師)の人材と予算の確保、勤務日数の調整が課題である。	継続	引き続き、実施していく。	支援教育課	
⑤インクルーシブ教育の推進に向けた取組を充実します。								

4 高齢者の人権尊重と社会参加に向けた取組の推進

施策の基本的方向

高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組む中で、高齢者の人権を尊重し、権利を擁護するとともに、生きがいづくりや自己実現に向けた社会参加の推進に取り組めます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・虐待の防止、早期発見を目的に一般市民・介護家族・関係者を対象とした普及啓発用リーフレットを配布した。
- ・認知症について正しく理解し、認知症のある人と家族を温かく見守る応援者である認知症サポーター養成講座を開催した。

◎相談・支援の充実

○高齢者の権利擁護に向けた取組

<主な取組>

- ・高齢者等虐待に関する相談について、ケースの状況に応じ、必要な関係機関等と連携し、虐待の防止並びに早期対応が図れるよう、総合的支援を行った。
- ・契約や商品に関するトラブルなどの消費生活相談を実施した。
- ・市民後見人養成研修を実施するとともに、市民後見人候補者等に対し、フォローアップ研修を実施した。

○認知症施策の推進

<主な取組>

- ・認知症が疑われる人、認知症のある人やその家族に対して、医療・介護の複数の専門職が訪問をし、初期の段階で包括的かつ集中的に自立した生活ができるよう支援した。

○高齢者の社会参加に向けた取組の推進

<主な取組>

- ・シルバー人材センターの会員の拡充と事業の活性化を図るなど高齢者の就業を促進した。
- ・「50代から始める地域活動マッチング相談会」として、地域で活動などを行う団体と地域活動に参加意欲のある方をマッチングする機会を提供した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①高齢者が尊厳をもって生活を送ることができるよう、高齢者の虐待防止に関する普及啓発を推進します。	1	高齢者虐待防止対策事業(啓発リーフレット)	虐待の防止、早期発見を目的に、一般市民・介護家族・関係者を対象とした普及啓発用リーフレットを作成し、高齢者支援センター、関係機関等に配布した。 作成部数 2,450部	関係課での配架や配布資料としての活用などにより、様々な機会での虐待防止と発見時の通報などに係る啓発に役立った。	継続	引き続き、実施していく。	高齢・障害者福祉課
②成年後見制度についての理解を促進します。	2	成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分ではない認知症高齢者等であって、親族の援助が期待できない方に対し、市長が後見等開始の申立てを行った。 また、後見、保佐及び補助開始のための審判請求に係る費用及び後見人等への報酬費用の助成を行った。 ・市長申立て 51件 ・審判請求費用 7件 ・報酬費用 153件	制度の利用が必要な方へ適切な支援を実施することができた。	継続	今後、制度利用者数の増加が見込まれることから、引き続き制度利用に係る必要な支援を図っていく。	高齢・障害者福祉課 「3障害のある人」にも掲載

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	3	成年後見制度利用促進事業	知的障害者や精神障害者等のうち、判断能力が十分ではなくなり、かつ親族の援助が期待できない方が、地域で安心して暮らすことができるよう、制度の利用を促進するとともに、関係機関との連携強化を目的とした権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会の運営を行った。 年3回開催	成年後見制度の利用が必要と思われる方に対して、制度の利用を促進するとともに、協議会を通じて制度の推進及び連携強化を図ることができた。	継続	更なる制度の利用促進に向けて、第二期相模原市成年後見制度利用促進基本計画に基づき施策の推進を図る。	高齢・障害者福祉課	「3障害のある人」にも掲載
③認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活を持続できるよう、認知症に対する理解を促進します。	4	認知症サポーター等養成事業	○認知症について正しく理解し、認知症のある人と家族を温かく見守る応援者である認知症サポーター養成講座を開催した。 実施回数177回 受講者数4,049人 累計65,747人 ステップアップ講座115回	認知症サポーター養成講座に加えてステップアップ講座を実施することで認知症サポーターの活動促進の取組を進めることができた。	継続	今後は認知症サポーター等が地域で活躍できる仕組み(チームオレンジ)を推進し、認知症サポーター等による多様な支えと認知症のある人や家族のニーズのマッチングに取り組んでいく。	在宅医療・介護連携支援センター	
	5	認知症の日/認知症月間(世界アルツハイマーデー/世界アルツハイマー月間)普及啓発	○認知症のイメージカラーであるオレンジ色の写真を缶バッジにしてプレゼントするキャンペーン 応募者数89人 ○認知症に関する展示(市役所本庁舎ロビー) 期間 9月3日～13日 ○認知症に関する展示(あいさい会館) 期間 9月4日～29日 ○認知症月間オープニングセレモニー 開催日 9月21日 会場 市役所本庁舎前 参加者 約100人 ○オレンジライトアップ 実施日 9月21日 市役所本庁舎2階をオレンジ色にライトアップ	認知症に関心のない方々が認知症について知ることになった。	継続	令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、9月を認知症月間、9月21日を認知症の日とし引き続き普及啓発を実施する。	在宅医療・介護連携支援センター	

相談・支援の充実

高齢者の権利擁護に向けた取組

④高齢者虐待等の防止及び早期発見と適切な対応を推進します。	6	介護サービス相談員派遣等事業	○介護サービスに関する利用者からの相談に応じるため、介護サービス相談員を派遣した。 介護サービス相談員登録者数 30人 派遣回数 延べ432回 面接延べ人数 2,766人 相談員を派遣したことによる好転反応 60件 不適切ケアと思われる報告 10件	・毎月2回程度、市内の特別養護老人ホーム等へ介護サービス相談員を派遣し、利用者の話を聞き、施設職員との橋渡しを行うことにより、介護サービスの質の向上を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で相談員派遣を一時中止していたこともあり、相談員派遣受入が未再開となっている施設や新設の特別養護老人ホームの開拓調整がある。	継続	相談員から高齢者虐待を含む不適切ケアと思われる内容が報告された際の庁内における体制の整備が必要	高齢・障害者支援課	
	7	高齢者虐待防止対策事業	○高齢者等虐待に関する相談を受け、相談ケースの状況に応じ、必要な関係機関等と連携し、虐待の防止並びに早期対応を図り、総合的支援に努めた。 相談件数 367件	虐待要因となる課題が複雑化、多様化しているケースの支援が課題となっている。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課	
	8	高齢者虐待防止対策事業(相模原市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会)	高齢者・障害者の虐待防止を推進し、迅速かつ的確な対応等を図るため、地域の関係者や関係団体・機関で構成する「相模原市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会」を開催し、連携のための情報交換を行った。 開催日 令和7年1月23日	様々な分野の構成員によって、市及び関係機関それぞれの虐待対応や防止の取組について情報共有ができた。	継続	引き続き、様々な分野の構成員によって、市及び関係機関それぞれの虐待対応や防止の取組について情報共有を進め、相互の連携強化を図る。	高齢・障害者福祉課	「3障害のある人」にも掲載

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	9	高齢者虐待防止対策事業(相模原市高齢者・障害者虐待等対応専門家チーム)	医師、弁護士等を委員とする「相模原市高齢者・障害者虐待等対応専門家チーム」から高齢者・障害者虐待等の困難ケースに対し、より専門的な対応が図れるよう助言を受けた。 ケース件数 15件	分野に応じた専門家からの助言を受けることで、困難なケースに対し適切な対応をすることができた。	継続	引き続き、実施していく。	高齢・障害者福祉課	「3障害のある人」にも掲載
	10	市民後見人養成・支援事業	市民後見人養成研修を実施するとともに、市民後見人候補者等に対し、フォローアップ研修を実施した。 研修修了者 11名 フォローアップ研修 3回実施	担い手の確保・育成のため、市民後見人候補者の養成を推進することができた。	継続	更なる担い手の確保のため、周知・啓発を行うとともに、運用方法の見直し等の検討を行う。	高齢・障害者福祉課	
	11	さがみはら成年後見・あんしんセンター運営費	さがみはら成年後見・あんしんセンターが実施する「日常生活自立支援事業」に対し、補助金を交付した。	さがみはら成年後見・あんしんセンターの事業運営に対して、適切な支援を実施することができた。	継続	今後、日常生活自立支援事業の利用者の増加が見込まれることから、更なる運営支援策の検討が必要	高齢・障害者福祉課	「3障害のある人」にも掲載
	12	消費生活出前講座	○消費者被害を未然に防止するため、高齢者及び高齢者を見守る人向けの講座を開催した。 ・高齢者向け悪質商法に関する出前講座 講座数 22件 受講者数 400人 ・高齢者を見守る人向けの出前講座 講座数 3件 受講者数 45人	自主的かつ合理的な判断や選択ができる自立した消費者を育成することを目的とした、消費生活相談員による出前講座の実施により、高齢者の消費者被害の実態や対処法についての情報提供等を行うことで、高齢者が巻き込まれやすい消費トラブルについての啓発効果があった。	継続	多くの地域で出前講座を開催していただけるよう、効果的な周知を引き続き実施していく。	消費生活総合センター	
	13	消費生活相談	○契約や商品に関するトラブルなどの消費生活相談を実施した。 実施日 年末年始を除き毎日 60歳以上が契約当事者の相談件数 2,167件(全相談の39.8%)	新型コロナウイルス感染症やデジタル技術の高度化等の社会環境の変化や、民法改正等の国の動向など、消費者を取り巻く環境は多様化・複雑化している。こうした社会情勢の変化に対応した専門職である消費生活相談員の相談対応により、相談件数の多い高齢者の消費者被害の救済及び未然防止が図られた。	継続	判断能力が不十分な高齢者は悪質な事業者に狙われやすい傾向にあるため、当事者や家族だけでなく、地域や事業者などの第3者が連携・協働した見守りを実施していく。	消費生活総合センター	
認知症施策の推進								
	14	地域包括支援センター運営事業	○市内地域包括支援センターにおいて、認知症のある人やその家族への相談支援、認知症に対する普及啓発等を実施した。 相談 6,517件 安心ガイドブックの配布 320部 居場所づくりへの支援 327回	認知症のある人やその家族が、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく希望を持って暮らし続けることができるよう、地域特性を踏まえた認知症に関する取組を進めることができた。	継続	引き続き、実施していく。 ・認知症に対する正しい知識と理解を深めるための普及啓発 ・認知症のある人やその家族への相談支援 ・関係機関等との連携・協働による包括的支援の実施 ・地域の見守りや支援体制の強化や社会参加活動の支援	地域包括ケア推進課	
	15	もの忘れ相談	○もの忘れの心配のある人や家族等が早めに適切に対応できることを目的に、医師による相談を実施した。 ※以下4課合計 事業開催数 27回 相談件数 38件	相談対象者を在住地区に限定せずに対応している。広報紙を見て予約する方が多いと考えられ、定期的に相談予約がある。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
⑧認知症の早期発見・診断・対応のための体制強化などを医療や介護、地域との連携により、総合的な認知症施策を推進します。	16	認知症初期集中支援事業	○認知症が疑われる人、認知症のある人やその家族に対して、医療・介護の複数の専門職が訪問をし、初期の段階で包括的かつ集中的な支援を行い自立した生活を支援している。 初期集中チーム会議14回 依頼件数8件	多職種が様々な立場でそれぞれの知見から意見交換をすることや地域が抱える課題が明らかになるといった意義がある。 これまでの積み重ねにより関係する機関との連携が強化されてきたことで、会議を介さずに支援の検討がされるようになり、会議自体の実績は減っている。	継続	引き続き、実施していく。	在宅医療・介護連携支援センター	
	17	支え手帳(認知症地域連携パス)	○認知症のある人が、よりよい医療やサービスを受けられるようにするため、かかりつけ医や介護関係者、家族等が情報を共有し連携を図り、認知症ケアの質の向上を目指す「支え手帳(認知症地域連携パス)」を発行している。 発行数7件	「支え手帳」発行後の活用状況について把握できていない。	継続	「支え手帳」の活用状況のほか、その他の連携ツール利用者、関係機関の声等実態把握が必要である。	在宅医療・介護連携支援センター	

高齢者の社会参加に向けた取組の推進

⑨介護予防・日常生活支援総合事業等の一層の充実を図るとともに、ボランティアや地域活動などを通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進します。	18	介護支援ボランティア事業(さがみはら・ふれあいハートポイント事業)	○高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献、社会参加することで介護予防の促進を図ることを目的に、本市指定の高齢者福祉施設等(受入協力機関)で行ったボランティア活動の実績に基づきポイントを付与し、蓄積されたポイント数に応じて報償金を交付する事業を実施した。 ボランティア登録者数 1,123人 受入協力機関数(高齢者福祉施設等) 317施設	高齢者のボランティア活動を通じた地域貢献を奨励・支援し、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防や生きがいづくりを促進することができた。	継続	引き続き、事業を実施していく。	高齢・障害者支援課	
	19	介護予防サポーター事業	○介護予防の普及啓発活動及び介護予防事業に協力する介護予防サポーターを養成・育成し、介護予防の取り組みを促進した。 養成講座 15回 受講者 実17人、延べ81人 修了者16人 活動者 196人(R6.4.1) ※養成講座に関することは緑・中央・南高齢障害者相談課、登録・育成支援に関することは高齢・障害者支援課が行い連携して実施している。	介護予防サポーターを養成・育成することで、地域における介護予防の取組を促進することができた。	継続	介護予防サポーター養成講座の参加者数が減少している。参加しやすいよう、令和7年度は養成講座のプログラムを見直し、日数を短縮して開催予定。	高齢・障害者支援課	
⑩高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かし、生きがいと自信を持って活躍できる環境づくりを推進します。	20	シルバー人材センター支援事業	○シルバー人材センターの会員の拡充と事業の活性化を図るなど高齢者の就業を促進した。 会員数 2,888人 受託件数 22,859件(ともに令和7年3月末日現在) 就業率 82.8% 就業延べ人員 227,091人	高齢者に就業機会を提供することで、追加的収入を得るとともに、生きがいの充実や、社会参加を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することができた。	継続	働く意欲を持つ高齢者に就業機会を提供することで、生きがいの充実や社会参加を引き続き図る。	高齢・障害者福祉課	
	21	高齢者地域活動支援事業	○「50代から始める地域活動マッチング相談会」として、地域で活動などを行う団体と地域活動に参加意欲のある方をマッチングする機会を提供した。 参加者数:101名	他の団体が主催するイベント内で実施することで、幅広い世代への周知ができた一方で、若年層は入会に結びつかないといった課題もあった。 今後は、地域活動をする団体を幅広い世代に知ってもらえるようにするか、主な対象年齢を絞るかについて改めて検討し、開催場所や開催の方法について検討する必要がある。	継続	引き続き、地域活動に参加意欲のある方と地域活動団体をマッチングできる機会を提供する。	高齢・障害者福祉課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	22	介護予防普及啓発事業(市民大学「あじさい大学コース」)	○「市民大学」内の「あじさい大学コース」として健康・介護予防の知識の普及啓発、社会活動を行うきっかけづくり、講座で得た知識や技術を地域に還元できるような人材の育成を目的とした講座を開催した。 前期:5講座、受講者数:156人 後期:5講座、受講者数:160人	受講者アンケートにて、学んだことの活用場として、「自分自身の生活を豊かにする」と回答した割合が80%を超えるなど、受講後の生活の豊かさの向上に資することができた。 アンケート:市民大学で学んだことの活用場として、「自分自身の生活を豊かにする」と回答した受講者の割合 81.5%	継続	令和7年度以降は高齢者の趣味の多様化に合わせ、文化・芸術系も含む多様な講座を開催する。	高齢・障害者福祉課	
	23	相模原市老人クラブ連合会運営支援事業	高齢者の仲間づくり、生きがいと健康づくりを目指している老人クラブ連合会を支援した。 クラブ数 175クラブ 会員数 8,127人 (ともに令和7年4月1日現在)	友愛活動等の事業を通じて、地域の担い手として貢献した。また、スポーツ大会等の事業を通じて、仲間づくりや生きがいづくり、健康づくりに取り組むことができた。	継続	引き続き、事業を通じて生きがいづくりや健康づくりに取り組むとともに、会員の加入促進事業に重点的に取り組む。	高齢・障害者福祉課	
	24	無料職業紹介事業	○相模原市就職支援センターにおいて、高齢者に対して、それぞれの状況に応じた就労支援事業を実施した。 (60代以上実績) 就職相談数 241件 就職者数 32人	高齢者の就労に関する相談対応等を通じ、就労に関する適切な支援を実施することができた。	継続	引き続き、実施していく。	産業支援・雇用対策課	「9労働者」にも掲載
	25	全国健康福祉祭事業	○第36回全国健康福祉祭とっとり大会(ねんりんピックはばたけ鳥取2024)に相模原市選手団を派遣した。 開催日 令和6年10月19日～22日 開催地 鳥取県 派遣人数 110名(16種目)	高齢者の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的に開催する全国健康福祉祭(ねんりんピック)の趣旨を踏まえ、全国から集まる仲間との交流によって得られる経験をもとに、地域での生きがい活動や社会参加活動を促進に寄与することができた。	継続	引き続き、選手団の派遣に取り組んでいく。	スポーツ推進課	
	26	図書館におけるシニア向け資料コーナーの設置	○高齢者の社会参加に資するような資料を集めたコーナーを設置している。	・人生訓や趣味、税金、PC等に関する資料を集め、容易に手に取っていただけ環境を整備した。 ・保有資料が限られている。	継続	新たな資料の確保や、さらなるコーナーの充実にも努めていく。	図書館 橋本図書館	

5 同和問題(部落差別)の解決に向けた取組の推進

施策の基本的方向

同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深め、差別意識を解消するための教育や啓発、関係団体等と連携した相談・支援に取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

・人権・同和問題に関する情報収集や正しく理解するため、人権・同和団体の発行する機関紙・冊子等の関係各課への配布や同和団体が主催する講演会等に市職員を派遣した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

・法務局と連携し、人権擁護委員による人権相談を実施した。
・県及び県内33市町村により構成される同和対策事業推進県市町村連絡会が主催した研修会にて情報交換等を行った。

◎個人情報の保護

<主な取組>

・各種証明書の発行に際して、本人確認と請求権の確認を行うとともに、不正取得の抑止を図るためにホームページで周知を行った。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深めるための教育や啓発を推進します。	1	人権・福祉教育の推進	○人権・福祉教育担当者在会において同和問題についての理解を促進するとともに、総合的な人権教育として推進することの周知を図った。	人権・福祉教育担当者が同和問題に関して理解を深める機会を提供することができた。	継続	同和問題(部落差別)をテーマに教職員向けの人権教育指導資料集を作成していく。	学校教育課
	2	人権啓発推進事業(啓発冊子等による周知啓発)	○人権・同和問題に関する情報収集や正しい理解の促進のため、人権・同和団体の発行する機関紙や冊子等関係各課へ配布した。また、公共施設等で配架し、市民等への啓発等を行った。 機関紙・冊子等数 10種 関係各課配布先 24箇所 配架公共施設 110箇所	人権・同和問題に関する情報収集や、職員の人権に関する意識の向上、人権・同和問題に関する市民への啓発に寄与している。	継続	引き続き、実施していく。	人権・男女共同参画課
	3	人権啓発推進事業(教育機関における啓発冊子等による周知啓発)	○人権・同和問題に関する情報収集や正しい理解の促進のため、人権や同和に関する機関紙や冊子等を教育機関等へ配布した。 機関紙・冊子等数 6種 配布先 137箇所	人権・同和問題に関して理解を深める機会を提供することができた。	継続	各機関誌や、冊子等の有効活用が図られるよう、配布を行うだけでなく、定期的に事務連絡等での周知を行う。	教育総務課
	4	人権啓発推進事業(職員研修)	○人権に関する職員研修の一環として、外部人権団体や同和団体が主催する講演会等へ市職員が参加した。 講座数 6講座 参加者数 11人 講演会等数 4件 参加人数 110人	職員の人権に関する意識の向上を図ることができた。	継続	職員の人権に関する意識向上のため、引き続き、実施していく。	人権・男女共同参画課
	5	人権啓発推進事業(高額同和図書等の購入要求への対応)	○高額同和図書等の購入要求への対応方法及びえせ同和行為等発生時の報告について、庁内周知を行った。 実施月 4月	人事異動の時期を捉え周知等を行うことで、高額同和図書等の購入要求やえせ同和行為に対して適切に対応していく体制の整備に資することが出来ている。	継続	引き続き、人事異動の時期を捉え、実施していく。	人権・男女共同参画課
②えせ同和行為の排除に向け、啓発に取り組めます。							

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
相談・支援の充実								
③国や関係団体と連携し、相談体制の充実に取り組みます。	6	人権相談事業	○人権擁護委員による人権相談を実施した。 緑区役所市民相談室 第4金曜日 中央区役所市民相談室 第1金曜日 南区役所市民相談室 第2水曜日 津久井まちづくりセンター 第2水曜日 相談方法:窓口 相談件数:5件	法務局と連携し、人権相談を開催し、相談者の相談に適切に対応することができた。	継続	今後も、ホームページなどで、人権相談を周知していく。	区政推進課 各区役所区政策課 津久井まちづくりセンター	「13インターネット」にも掲載
④同和問題(部落差別)の解消を図るため、関係団体や関係機関との連携を推進します。	7	人権啓発推進事業(関係団体との連携)	○人権・同和問題に関する情報収集等のため、同和団体が開催する会議等に出席した。 出席数 1回	人権・同和問題に関する情報収集や、職員の人権に関する意識の向上を図ることができた。	継続	引き続き、会議等の出席を通じ、情報収集等に努めていく。	人権・男女共同参画課	
	8	人権啓発推進事業(関係機関との連携)	○県及び県内33市町村により構成される同和対策事業推進県市町村連絡会が主催した研修会にて情報交換等を行った。	部落差別に関する講演会にて構成団体と共通認識を持つとともに、人権・同和問題に関する、県及び県内市町村間の情報交換等を行った。	継続	引き続き、情報交換等のために継続していく。	人権・男女共同参画課	
個人情報の保護								
⑤戸籍情報が身元調査等に不正利用されないよう個人情報の保護に取り組みます。	9	戸籍証明書等の交付(個人情報保護)	○戸籍法等に基づく戸籍証明書、住民票等を交付。	本人確認と請求権の確認を行い、個人情報の保護に努めた。	継続	引き続き、本人確認と請求権の確認を徹底する。	区政推進課	
	10	本人通知制度	○住民票の写し等の不正取得がされた場合において、本人にその旨を通知することにより、本人の権利及び利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的として本人通知制度を実施。 ○証明書請求の受付時に、本人確認と請求権の確認を実施。不正取得の抑止を図るためにホームページで周知。 令和6年度の通知制度の実績:なし	本人通知制度の運用やホームページにおける周知を通して、本人の権利及び利益の保護に努めた。	継続	今後も、ホームページなどで、本人通知制度を周知していく。	区政推進課	

6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会の実現

施策の基本的方向

外国につながる子どもたちの教育支援や多文化共生についての啓発に取り組みます。
また、多言語での情報提供や相談・支援の充実、市民相互の交流とまちづくりへの参画を促進するなど、外国人市民にも暮らしやすい多文化共生の地域づくりに取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・日本語指導等が必要な外国籍の児童生徒や外国につながる子どもへの支援を行った。
- ・相模原市人権尊重のまちづくり条例に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の拡散防止措置に係る取組を開始した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・転入外国人市民が本市で生活していく上で必要な情報をまとめた「くらしのガイド(9言語)」のうち3言語を更新し、市ホームページで掲載した。
- ・外国人相談員や市民相談員を言語面で補助する事務補助員による外国人相談を実施した。

◎市民相互の交流と多文化理解の推進

<主な取組>

- ・さがみはら国際交流ラウンジによる、国際交流・国際理解に関するフェスティバルや、パネルディスカッションなどを実施した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①学校教育等での多文化共生についての理解を深める施策を推進します。	1	国際理解授業	○さがみはら国際交流ラウンジによって国際理解授業を実施した。 実施数 17件 参加者数 462人 (令和6年度実績)	参加者を増やす必要がある。	継続	引き続き、実施していく。	さがみはら国際交流ラウンジ
	2	外国人英語指導助手活用事業	○61人の外国人英語指導助手(ALT)を市内全ての小・中学校に配置した。	ALTの配置により、学習した内容をネイティブ・スピーカーに対してただちに体験することができ、楽しみながら外国語に触れたり、外国の生活や文化などに親しむとともに、自国の文化と伝統を理解する契機となった。	継続	今後も、学校の日常生活の中で、児童生徒とALTとのコミュニケーションがさらに充実していくよう事業を推進していく。	学校教育課
②外国につながる子どもたちの教育支援活動や居場所づくりを促進します。	3	外国につながる子どもたちに対する学習教室への支援	○さがみはら国際交流ラウンジにおいて、週3回学習教室を実施した。	ボランティア及び参加者を増やす必要がある。	継続	ホームページやSNSなどを活用し、学習機会の周知を図る。	さがみはら国際交流ラウンジ
	4	人権・福祉教育の推進(人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会)	○人権・福祉教育研修及び担当者会において周知啓発を実施した。 人権・福祉教育担当者会(年2回実施) ○教員向けに人権教育指導資料集vol.7～外国人市民の人権尊重と多文化共生社会の実現～を作成し、周知を図った。	人権教育指導資料集を作成し、教員に周知し、児童生徒指導に生かすことができるようにした。	継続	作成した資料集を活用していく。	学校教育課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況	
	5	外国人の子ども等への学習支援対応の充実	○日本語指導等が必要な児童生徒や外国につながる児童生徒への支援の充実を図った。 ・日本語指導のために日本語巡回指導講師を学校に派遣した。 講師数 35人 対象児童生徒数 154人 講師派遣回数 延べ3,645回 ※国籍を問わず本人・保護者の希望に沿ってアセスメントを実施するとともに、日本語に不安がある児童については声掛けを実施 ・日本語での会話等に支障がある保護者等が、学校の生活を理解できるように母語を活用した通訳等を実施した。 登録協力者数 48人 対象児童生徒数 延べ56人 協力者派遣回数 延べ989回	・日本語の指導が必要な児童生徒は年々増加傾向にある中、日本語指導講師や日本語指導等協力者の派遣による指導・支援により、日本語能力の向上や学校生活への適応を図ることができた。	継続	今後、日本語の支援を必要とする児童生徒が増加した場合、現状の体制で対応することが難しくなるおそれがあり、日本語指導講師の増員や総指導回数を増やすなど、市の実態に応じた支援体制の検討を図る必要がある。	学校教育課		
	③外国人に対する不当な差別的言動の解消に向け、意識啓発等の取組を進めます。	6	外国人の子ども等にかかわる教育指針の推進	○母語通訳派遣(保護者支援) ○就学申請に訪れる外国人の子どもや保護者に対するガイダンス	外国人の児童生徒や保護者に対して、日本語の個別指導や保護者に対する通訳派遣を実施していることを説明することで、不安の解消ができた。	継続	現在母語通訳の対応言語は14言語であるが、対応できない言語もあるため、日本語指導等協力者の対応母語の幅を広げる必要がある。	学校教育課	
		7	相模原市人権尊重のまちづくり条例(不当な差別的言動の拡散防止措置)	○相模原市人権尊重のまちづくり条例に基づき、本邦外出身者及び障害者に対する不当な差別的言動について、インターネットモニタリングを実施し、拡散防止措置を講じる取組を行った。 措置件数:0件	条例の施行に合わせ円滑に開始することができた。今後、ノウハウを蓄積していく必要がある。	継続	条例に基づき、適切に制度を運用していく。	人権・男女共同参画課	「3障害のある人」「13インターネット」にも掲載
	8	人権啓発推進事業(啓発冊子)	○啓発冊子「障害のある人と人権」、「外国人と人権」を作成し、ホームタウンチームとの連携事業で市民等に配布した。 作成部数 2,000部(障害のある人1,000部、外国人1,000部) 啓発日 ①令和6年10月20日 ②令和6年12月10日 場所 ①ギオンスタジアム ②相模大野駅、橋本駅	市ホームタウンチームと連携し、試合会場及び市内駅頭において人権啓発物品の配布等を実施し、障害者及び外国人の人権に関する課題について、多くの人に啓発することができた	継続	今後も、年度ごとにテーマを検討し、実施する。	人権・男女共同参画課	「3障害のある人」にも掲載	
相談・支援の充実									
④多言語での情報提供や相談体制の充実、外国人市民が市役所や医療機関を訪問する際のボランティア通訳の派遣等、外国人市民も暮らしやすい環境づくりを推進します。	9	くらしのガイドの作成	○外国人市民が本市で生活していく上で必要な情報をまとめた「くらしのガイド(9言語)」のうち3言語(タイ語版、カンボジア語版、ベトナム語版)を更新し、市ホームページに掲載した。 9言語 英語版、中国語版、韓国・朝鮮語版、ポルトガル語版、スペイン語版、タイ語版、カメルーン語版、カンボジア語版、ベトナム語版	事業の周知を図る必要がある。	継続	ホームページやSNSなどを活用し、周知を図る。	さがみはら国際交流ラウンジ		
	10	HPによる情報提供	○外国人市民にとって必要な情報をさがみはら国際交流ラウンジのHPにおいて日本語及び7言語で提供した。 7言語 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、カメルーン語、カンボジア語、ベトナム語	事業の周知を図る必要がある。	継続	ホームページやSNSなどを活用し、周知を図る。	さがみはら国際交流ラウンジ		
	11	転入者に対する多言語チラシの配付	○転入者に対し、さがみはら国際交流ラウンジを紹介するチラシを配付した。	事業の周知を図る必要がある。	継続	ホームページやSNSなどを活用し、周知を図る。	さがみはら国際交流ラウンジ		

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	12	通訳ボランティアの派遣事業	○さがみはら国際交流ラウンジに登録されているボランティアを公共機関や医療機関等へ派遣した。 通訳ボランティア:103件	ボランティアを増やすとともに事業の周知を図る必要がある。	継続	ボランティアの人材確保に関わる各機関との連携を図る。	さがみはら国際交流ラウンジ	
	13	外国人相談の充実	○外国人相談員や市民相談員を言語面で補助する事務補助員による外国人相談を実施した。 中央区役所市民相談室 月 英語 火 フィリピン語 水 中国語 木 ベトナム語 金 スペイン・ポルトガル語 ※弁護士による法律相談、出入国管理局職員による在留手続相談も実施 緑・南区役所市民相談室では通訳電話相談を実施。 相談方法:電話・窓口 相談件数:680件	多言語での相談を実施することで、外国人市民の暮らしやすい環境づくりを推進した。	継続	今後も、ホームページやパンフレットなどで、外国人相談を周知していく。	区政推進課 各区役所区政策課	
	14	外国語版子育てガイドのホームページ掲載	○多言語に対応している市ホームページにアクセスしてもらえるよう、子育て情報のリンク先を掲載したチラシを多言語で作成し、まちづくりセンターや子育て支援センター、国際交流ラウンジ等に配布した。 英語版:3,000部 中国語版:1,000部 ベトナム語版:1,000部	外国語版子育てガイドは2年に1回の頻度で9か国語に翻訳して配布していたが、情報の更新や対応可能な言語が限定されていることが課題となっていた。多言語に対応している市ホームページを活用することで、解決を図った。	継続	引き続き実施していく。	こども・若者政策課	
	15	市民周知・広報	○4R推進に向けた市民意識の醸成を図るため、啓発冊子「ごみと資源の日程・出し方」を作成し、ごみの減量化・資源化等に関する情報を発信した。 【冊子・電子データ】 英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語 【電子データのみ】 クメール語、タイ語、ベトナム語	外国語版の啓発冊子を作成することで、多言語での情報提供や相談・支援の充実、市民相互の交流とまちづくりへの参画を促進するなど、外国人市民にも暮らしやすい多文化共生の地域づくりにつながった。	継続	一定数の需要があることから、継続して冊子を発行する。	資源循環推進課 ごみ減量PR室	
	16	産前・産後サポート事業	○日本語で十分に意思疎通を図ることができない母子保健事業の対象妊産婦、対象児及びその保護者が、必要な相談等を行えるよう通訳を派遣した。 派遣回数70回(3時間/回) 英語・ベトナム語・タガログ語・スペイン語	日本語に不慣れな妊産婦や対象児の保護者への保健師等の支援時に通訳を派遣することで、対象者が相談等行うことができた。	継続	引き続き、継続していく。	こども家庭課	
	17	119番通報同時通訳サービス(多言語対応)	○日本語以外の言語での119番通報に対応できるよう、多言語に対応可能なコールセンターを介した同時通訳サービスを実施した。 対応言語 32言語 実績 23件	【評価】 適切な部隊を現場へ向けるために必要な情報を、外国語しか話せない方からも詳細に聞き出すことができ、迅速で正確な対応が可能となった。 【課題】 日本語での通報が可能な方と比較すると通報に要する時間は長くなる。	継続	外国語しか話せない方からの要請の際に、適切な部隊を現場へ向けるために必要な情報を迅速かつ正確に聴取することに効果的であったため、次年度も同様の内容で取り組むこととする。	消防局警防部指令課	
	18	広報さがみはら作成時のルビ振り	○広報さがみはら作成時に外国人向けの記事にルビ振りを実施	外国人向けに周知する内容がより対象者に伝わるようにルビ振りを行うことで読める対象者を増やすことができた。	継続	引き続き、実施していく。	広報課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
市民相互の交流と多文化理解の推進							
⑤地域における外国人市民との交流の機会を創出し、地域活動への参画を促進します。	19	国際交流・国際理解事業	○さがみはら国際交流ラウンジによる国際交流・国際理解事業を実施した。 ・さがみはら国際交流フェスティバル 実施日 10月6日 参加者 約1,500人 ・世界のひろば 実施月:4月・6月・8月・10月・12月・2月 参加者 延べ370人 ○国際理解講座 多文化共生パネルディスカッション テーマ:「パネルディスカッション だれもが暮らしやすい環境を考える ～相模原市在住の外国人市民に聞いてみよう～」 実施日:6月16日 参加者:33人	参加者を増やす必要がある。	継続	市内の大学や企業、団体などと連携し、イベントや講座への参加促進を図る。	さがみはら国際交流ラウンジ
⑥外国人市民の市政やまちづくり活動への参加を促進します。	20	市政に関する世論調査	○市民(外国人市民含む)の市政に対する意識等を把握するため、世論調査を実施した。 調査対象:18歳以上の市内在住者3,000人 抽出方法:住民基本台帳からの等間隔系統抽出 調査方法:郵送 調査期間:令和6年6月24日～7月16日 調査機関:調査専門機関へ委託【株式会社TDS】 回収数(率):1,204人(40.1%) 調査項目:8項目(40問)	外国人市民が市政に参加する機会を創出することができた。	継続	今後も、外国人市民が市政に参加する有用な機会として事業を継続していく。	広聴課
	21	外国人懇話会	○住みよいまちづくりを推進するため、相模原市に暮らすなどする外国人市民と市が語り合い、意見交換や情報共有する。 相模原市外国人市民による市政検討会:4回実施 外国人懇話会:1回実施	市政検討会で外国人市民から出た意見について、関係各課と話し合いをした。その後外国人懇話会として市の代表者と話しをした。出た意見について、どのように市政に反映していくかが課題である。	継続	引き続き、外国人懇話会を開催し、外国人委員、各機関との連携を深め、議論を深める。	国際課

7 疾病等に対する理解促進と相談・支援体制の充実

施策の基本的方向

感染症や難病、精神疾患、依存症等に対する正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に取り組みます。また、誰もが安心して医療を受けることができるよう、患者の人権に配慮した相談・支援の充実に取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・こころの健康に対する市民の関心を高めるとともに、精神疾患への理解を深めながら適切な対応をとることができることを目的にメンタルヘルス市民講座を開催
- ・市内中学校・高等学校を対象にエイズ・性感染症の予防を目的とした講演会を実施

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・感染症の予防やまん延防止を目的に、感染症患者、家族、施設等に対し、正確な情報収集・情報発信を行った。
- ・0歳から高校生世代(18歳になった年度末)の子どもに対して医療費助成事業の実施をした。
- ・嗜癖問題(アルコール依存・薬物依存等)をもつケースについて、当事者や家族・介護者に対して必要な医療情報や制度等に関する情報提供や保健指導により、社会復帰の支援を行った。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況	
教育・啓発の推進								
①感染症や難病、精神疾患、依存症等に対する偏見や差別意識の解消に向けての教育・啓発を推進します。	1	精神保健普及啓発事業(医学基礎研修等の実施)	○基礎的・専門的な知識の習得と資質の向上を目的として、医学基礎研修等を実施した。 ・医学基礎研修の実施 実施回数 2回 延人員 114人 ・専門研修の実施 実施回数 1回 延人員 8人 ・研修講師依頼応需 実施回数 9回 延人員 113人	精神保健福祉業務に従事する者等の知識の習得に効果があった。	継続	引き続き、実施していく。	精神保健福祉センター	
	2	精神保健普及啓発事業(メンタルヘルス市民講座)	○メンタルヘルス市民講座こころの健康に対する市民の関心を高めるとともに、精神疾患への理解を深めながら適切な対応をとることができることを目的に講座を開催した。 開催日 令和6年8月14日 会場 杜のホールはしもと 開催回数 1回 参加者数 31人	市民のメンタルヘルスへの理解促進に効果があった。	継続	市民のメンタルヘルスへの理解促進を図るため、テーマを変えて引き続き実施する。	精神保健福祉センター 緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	
	3	精神保健普及啓発事業(イベント啓発)	○各種イベントに参加し依存症に関する啓発を行った。 主なイベント ・さがみはら 健康フェスタ2024 日時 令和6年10月12日 場所 ウェルネスさがみはら	本市が後援しているイベント等で啓発することで、依存症について理解を深める機会となった。	継続	引き続き、イベント等に参加し啓発に取り組んでいく。	精神保健福祉センター	「3障害のある人」にも掲載
	4	精神保健普及啓発事業(精神保健福祉普及運動週間啓発事業)	○精神保健福祉普及運動週間啓発事業を実施した。 実施日 令和6年9月～11月 公共施設におけるパネル展示等	公共施設等のパネル展示により、市民が精神保健福祉への理解を深める機会となった。	継続	市民への精神保健福祉に関する啓発の一環として、引き続き実施する。	精神保健福祉センター	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	5	精神保健普及啓発・地域支援事業	○精神保健福祉普及週間(令和6年10月7日～10月13日)の前後で各区で啓発ブースを設置し、関連する掲示やリーフレットを配置。市民へのこころの健康や精神疾患・障害に関する普及啓発を行なった。	市民に対する啓発としてよい機会となった。	継続	引き続き、実施していく。	精神保健福祉センター 緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	「3障害のある人」にも掲載
	6	感染症対策事業・難病患者地域支援対策推進事業	○講演会やイベントを開催し、難病や感染症についての対応や疾病の正しい理解について啓発を行った。 ・難病講演会・つどい開催回数2回 参加者数304人 ※ 講演会のテーマにより相談会またはつどいを開催している。	感染予防対策を講じながら、集合型の講演会を開催した。また、なかなか難病相談・支援センターとの共催によるオンラインでの講演会開催により、会場に向くことが難しい患者が参加できた。	継続	引き続き、講演会の開催により、難病患者及びその家族等に対し、専門医等により療養上の不安の解消を図るとともに、最新の治療に関する情報提供を行い、療養生活を支援していく。	疾病対策課	
	7	教育研修の充実	○学校においてメンタルヘルスや自殺対策に関する知識等の普及啓発を図るため、精神科医等を講師として講座を実施した。 ・自殺対策に関する出前講座 実施回数 2回 延人員 168人	学校におけるメンタルヘルス、自殺対策への理解が深まった。	継続	若年層における自殺の問題は深刻さを増していることから、引き続き実施することとする。	精神保健福祉センター	
	8	性感染症予防対策事業(学校における講演会)	○市内中学校・高等学校を対象にエイズ・性感染症の予防を目的とした講演会を実施した。 ・中学校14回 参加者数2152人 ・高等学校5回 参加者数1119人	講演内容は学校の実情や方針と学習指導要領との整合調整が必要である。	継続	適宜内容の見直しを行いながら、現状に即した性感染症予防講演会を実施できるよう努める。	疾病対策課	
相談・支援の充実								
	9	性感染症予防対策事業(無料検査・相談)	○HIV(エイズ)等の匿名無料検査・相談を実施した。 HIV相談 483件 HIV検査 474件 梅毒相談 477件 梅毒検査 469件	HIV検査試薬の供給停止により前年度と比較し検査件数は減少した。(現在は供給再開されており問題なし) 検査会場の確保や医師等専門職スタッフの確保が課題となっている。	見直し	民間事業者への委託を含め、事業の質の確保を行いながら事業継続できる方法を検討していく必要がある。	疾病対策課	
	10	感染症患者等保健指導	○正確な情報収集・情報発信を患者、家族、関係機関、市民等に対し行い、感染症の予防やまん延防止に努めた。 保健指導件数(訪問・電話等) 合計 5,866件	正確な情報収集と情報発信、個別支援を実施。引き続き専門職の知識、技術の向上、人材育成に努める必要がある。	継続	引き続き正しい情報収集と、幅広い情報発信を行う。	疾病対策課	
	11	こども医療費助成事業	○0歳から高校生世代(18歳になった年度末)の子どもに対して医療費助成事業を実施した。 金額 2,579,283千円 人数(月平均) 79,812人 件数(年間合計) 1,303,924件 一人当たり医療費(年額) 32,301円 ○8月から、対象年齢を高校生世代までに拡大し、中学生までは保護者の所得制限を廃止した。 ○市ホームページ、広報、子育てガイド等により事業の周知を図った。	制度拡充により約2万1千人が新たに医療費助成の対象となり、子どもが安心して医療を受けられる環境づくりに寄与した。	継続	引き続き助成事業を実施するとともに、市ホームページ等により制度の周知を図る。	子育て給付課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	12	ひとり親家庭等医療費助成事業	○ひとり親家庭の母子又は父子に対して医療費助成事業を実施した。 金額 323,210千円 人数(月平均) 7,955人 件数(年間合計) 125,833件 一人当たり医療費(年額) 40,630円 ○児童扶養手当の制度改正に合わせて所得制限額の引き上げを行った。	人口減少等により年々受給者数は減少傾向にあるが、各種感染症の流行等により一人当たり医療費は増加傾向となっている。	継続	引き続き助成事業を実施するとともに、児童扶養手当受給者へ医療費助成申請勧奨通知を送付することで制度の周知を図る。	子育て給付課	
	13	精神障害者入院医療支援金	○精神保健福祉法に基づき入院している精神障害者に、その入院医療費の一部(月額10,000円)を支給した。 市ホームページ、福祉のしおり等により周知を行うとともに市内及び近隣の精神科病院に対し、制度を周知するチラシの掲示及び入院患者への制度周知を依頼した。	・市民の制度理解が進み、制度の申請に繋がっている。 ・四県市協調体制で実施しているため、他三県市と歩調を合わせる必要がある。	継続	四県市協調を維持しつつ、引き続き制度の周知に努める。	精神保健福祉課	
	14	自立支援医療(精神通院医療)	○精神通院医療費の負担軽減を図った。 市ホームページ、福祉のしおり等により制度の周知及び指定自立支援医療機関の周知を行うとともに指定自立支援医療機関に対しても患者への制度周知を依頼した。	・市民の制度理解が進み、制度の申請に繋がっている。 ・申請件数の増加に伴い、事務負担も増加している。	継続	引き続き制度の周知に努める。 業務委託を念頭に事務改善を検討する。	精神保健福祉課	
	15	精神保健福祉相談・訪問指導事業(精神保健福祉)	○精神保健福祉相談や訪問指導事業の中で、個別性に合わせ、病院・診療所に関する情報、各種医療費助成制度など、市民が必要とするわかりやすい医療情報の提供を行った。 精神保健相談件数(全体)(参考値) 緑 1,389件 中央 3,770件 南 3,884件 津久井 1,166件	個別の状況に応じて適切な情報提供を行うことができた。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	
	16	医療機関の情報提供の充実	令和6年4月から国が提供する医療情報ネットにて医療機関の情報提供を行うようになり、市ホームページにリンクを掲載している。 また、令和6年11月より#7119による医療機関案内が開始され、市ホームページに掲載している。	相談・支援の充実につながった。	継続	引き続き、実施していく。	地域保健課	
	17	在宅医療・介護連携従事者相談業務	○地域の医療・介護従事者からの在宅医療や介護に関する相談対応(市医師会に委託し、相談窓口を設置) 相談件数:45件 ※ 市民向けの相談窓口は市医師会が単独事業として設置している。	医療・介護従事者からの相談に対し、市内及び近隣の在宅診療や訪問看護の取り組み状況及び介護保険事業の実態等の情報を基に情報提供を行った。	継続	相談窓口としての業務の他、相談内容から出る課題の把握や傾向の分析を実施し、情報共有及び課題への対応策の検討を行う。	在宅医療・介護連携支援センター	
	18	医療安全相談窓口事業	○保健所に医療安全相談窓口を設置し相談を実施した。 相談実績 1,969件	医療安全相談員2名体制で相談受付を行い、受付できる相談件数が多くなり、市民等への支援が充実できた。	継続	引き続き、実施していく。	地域保健課	
	19	感染症対策事業・難病対策事業	○疾病等の情報、各種医療費助成制度の周知については、ホームページで説明するとともに、国等のホームページをリンクするなどして情報提供を行った。	国等のホームページへのリンクが切れるなど、市ホームページの掲載内容が陳腐化しないように、適宜情報の確認と更新を行う。	継続	引き続き情報提供を継続する。	疾病対策課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
⑥嗜癮問題(アルコール依存・薬物依存等)をもつ患者について、セルフヘルプグループや関係団体と連携し、患者の社会復帰を促進します。	20	精神保健相談・訪問等支援事業	○特定相談を実施するとともに、本人や家族を対象とした教室等を実施した。 ・アルコール特定相談 実施回数10回 相談件数19件 ・薬物・ギャンブル特定相談 実施回数10回 相談件数15件 ・依存症回復プログラム 実施回数 49回 延参加者数 178人 ・依存症家族教室 実施回数 12回 延参加者数 23人	専門医による相談や、関係団体との連携による相談、教室を行う機会が確保できた。	継続	教室外でも、参加者面接を行い、継続率の向上やプログラムの知識・技術の定着を図る。	精神保健福祉センター	
	21	精神障害者社会参加促進事業	○精神保健福祉センター主催の嗜癮問題(アルコール依存・薬物依存等)に関する事業等をリーフレットで周知することにより、各種事業への参加を促進した。	事業を周知することで、参加促進の一助となった。	継続	引き続き、実施していく。	緑高年齢・障害者相談課 中央高年齢・障害者相談課 南高年齢・障害者相談課 津久井高年齢・障害者相談課	
	22	精神保健福祉相談・訪問指導事業(嗜癮問題(アルコール依存・薬物依存等))	○精神保健福祉相談や訪問指導事業の中で、嗜癮問題(アルコール依存・薬物依存等)をもつケースに対し個別性を考慮し、当事者や家族・介護者に対して必要な医療情報や制度、サービス、患者団体等についての情報提供や保健指導を行ない、社会復帰の支援を行った。 精神保健相談件数(全体)(参考値) 緑 1,389件 中央 3,770件 南 3,884件 津久井 1,166件	個別の状況に応じて適切な情報提供を行うことができた。	継続	引き続き、実施していく。	緑高年齢・障害者相談課 中央高年齢・障害者相談課 南高年齢・障害者相談課 津久井高年齢・障害者相談課	
	23	重度障害者医療費助成事業	精神障害者(身体・知的障害者を含む)に対する医療費の一部を助成した。 医療証交付者月平均 17,831人 (身体・知的障害者 10,964人、精神障害者 6,867人) 助成件数 603,953件 (身体・知的障害者 350,676件、精神障害者 253,277件)	・重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図る一助となった。 ・少子高齢化の深刻化や人口減少を迎える中で、共生社会の実現に向けた取組を後退させることなく、その持続可能性を確保し、社会の変化に対応した施策を実施するため、障害者施策の見直し及び転換を図っていく。	見直し	個別給付施策を相談支援体制の拡充等の福祉基盤の整備へと転換していく。 ・令和8年10月 特別障害者手当の基準に準拠した所得制限を導入	高年齢・障害者支援課	
⑦精神科医療における人権尊重を基調とした適切な医療サービスの提供を促進するとともに、患者の居宅生活支援等の福祉施策の充実を図ります。	24	精神科病院指導等事業	○精神科病院における、より良い医療の提供と適正な管理運営を目的に実地指導を行う。また、措置、医療保護、任意各入院患者の病状を把握し、適正な医療や処遇が行われているか審査を行う。 令和6年度実地指導 6病院(指摘なし93件、行政指導15件) 令和6年度実地審査 27件	病院との日程調整、従事する精神保健指定医の確保が容易でなく、課題となっている。	継続	引き続き、事業を実施していく。	精神保健福祉課	
	25	精神医療審査会	○精神障害者の人権に配慮し、適正な医療及び保護を確保するため、精神医療審査会を設置した。 合議体開催回数 24回	精神障害者の適正な医療及び保護に資することができた。	継続	法定業務のため、引き続き実施する。	精神保健福祉センター	
	26	精神保健福祉相談・訪問指導事業(医療サービス)	○精神保健福祉相談や訪問指導事業の中で、医療サービスの継続利用や望ましい療養生活が送れるよう、各種制度や福祉サービス利用の提案、様々な社会資源の活用ができるよう支援を行った。 精神保健相談件数(全体)(参考値) 緑 1,389件 中央 3,770件 南 3,884件 津久井 1,166件	個別の状況に応じて適切な情報提供を行うことができた。	継続	引き続き、実施していく。	緑高年齢・障害者相談課 中央高年齢・障害者相談課 南高年齢・障害者相談課 津久井高年齢・障害者相談課	

8 性自認や性的指向等に関する理解や支援に向けた取組の推進

施策の基本的方向

多様な性のあり方を理解し、個性を尊重する教育や啓発に取り組みます。
また、性的少数者の人たちが自分らしく生活できるよう、生きづらさを解消するための相談・支援に取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・教員に対して人権・福祉教育研修及び担当者会において周知啓発を実施した。
- ・性の多様性に関する啓発リーフレットの配布した。
- ・性的少数者に関するテーマについて人権啓発講演会を開催した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・ソレイユさがみにて性的少数者の当事者及びその家族を対象にLGBTsクローズドミーティングを開催した。
- ・パートナーシップ宣誓制度に基づき性的少数者のカップルに受領証を交付した。
- ・当事者団体と連携し、男性間で性的接触がある方を対象としたHIV(エイズ)等の匿名無料検査・相談を実施した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①性自認や性的指向について、正しい認識が深まるよう啓発を推進します。	1	人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会	○人権・福祉教育研修及び担当者会において周知啓発を実施した。 ・人権・福祉教育研修(性的少数者の人権)(指導主事による学校での研修)実施数 6校 ・人権・福祉教育担当者会(年2回)	実際に対応が必要な学校では、研修を生かした対応を取っている。また、研修や担当者会等にて、カミングアウトをしている、していないに関わらず、配慮した対応を行うよう周知している。	継続	対応が必要な学校は増えていくと予想されるため、研修の充実を図っていく。発達段階に応じたテーマ等を踏まえ、引き続き、実施していく。	学校教育課
	2	教職員研修事業	○中堅養護教諭等資質向上研修講座を実施した。 テーマ「LGBTQ/SOGIの基本知識と子どもへの対応」 開催日 令和6年10月11日 場所 オンライン研修 参加人数 23人	学校で配慮と支援が必要な子どもたちへの対応等について、学校現場における相談体制や場づくりについて考える研修となった。	継続	引き続き、学校ができる対応について考えることのできる研修を行っていく。	教育センター
	3	人権啓発推進事業(LGBTsクローズドミーティング)	○ソレイユさがみにてLGBTQ+クローズドミーティングを開催した。 企画・運営 からふるテラス 開催回数 5回 参加者 54名	からふるテラスとの共催により、性的少数者の当事者およびその家族を対象に、非公開の交流の場を設けることで、当事者等の悩みに寄り添うピアサポートの仕組みを構築し、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりの実現に寄与した。	継続	今後とも性的少数者のプライバシーに配慮しながら、性の多様性に関する社会的な理解を促進していく。	人権・男女共同参画課
	4	人権啓発推進事業(パートナーシップ宣誓制度)	○互いが人生のパートナーであることを宣誓した性的少数者のカップルに、パートナーシップ宣誓書受領証を交付した。 宣誓制度に関する転出・転入時の手続きを簡略化する都市間連携を横浜市、川崎市との間で行っている。 宣誓件数 57件 都市間連携件数 2件(令和6年度末時点)	性的少数者の自分らしい生き方を後押しし、性の多様性に関する社会的な理解を促進した。	継続	都市間連携を広げ、手続の利便性を上げるよう努める。	人権・男女共同参画課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	5	人権啓発推進事業 (啓発リーフレット)	○性の多様性に関する啓発リーフレットの配布	・性の多様性のあり方について、市民へ周知することができた。 ・令和6年度にリーフレットを刷新した。 ・教職員から、リーフレットをきっかけに、性的少数者の児童生徒への理解を深める必要に気づいたという声が届いている。	継続	引き続き当該リーフレットによる周知啓発を実施するほか、令和2年8月に策定した「性の多様性を知り、適切な対応をするための相模原市職員ガイドライン」に基づき、市職員等に対し、性の多様性に関する理解を促進するとともに、状況に応じた適切な対応を促す。	人権・男女共同参画課	
	6	人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会【再掲】	○人権・福祉教育研修及び担当者会において周知啓発を実施した。 ・人権・福祉教育研修(性的少数者の人権)(指導主事による学校での研修)実施数 6校 ・人権・福祉教育担当者会(年2回)	実際に対応が必要な学校では、研修を生かした対応を取っている。また、研修や担当者会等にて、カウンセリングをしている、していないに関わらず、配慮した対応を行うよう周知している。	継続	対応が必要な学校は増えていくと予想されるため、研修の充実を図っていく。発達段階に応じたテーマ等を踏まえ、引き続き、実施していく。	学校教育課	
	7	人権啓発推進事業 (講演会の開催)	○性的少数者に関するテーマについて人権啓発講演会を開催した。 開催日 令和7年1月11日 場所:あじさい会館 テーマ:男らしさ、女らしさより 自分らしさが社会を変える ～LGBT・男性・女性とは～ 講師:ブルボンヌ氏 参加者数:166人	人権尊重思想の普及啓発の一環として、人権の大切さを身近に感じていただく機会を提供することができた。	継続	今後も、年度ごとにテーマを検討し、実施する。	人権・男女共同参画課	
相談・支援の充実								
③性自認や性的指向に関する相談窓口の情報提供の充実に取り組めます。	8	人権啓発推進事業 (相談窓口等の周知)	○神奈川県LINE相談や当事者団体(NPO)による相談電話などジェンダーアイデンティティ(性自認)や性的指向に関する相談窓口をホームページにて情報提供した。	様々な相談窓口を周知することにより、相談しやすい環境づくりに資するものとなっている。	継続	引き続き、相談窓口等の周知に取り組み、相談しやすい環境づくりに努めていく。	人権・男女共同参画課	
	9	人権啓発推進事業 (派遣相談事業との連携)	○神奈川県が実施している「かながわSOGI派遣相談」チラシを関係窓口に配架するとともにホームページにより周知した。また、派遣相談の場所として、市内の公共施設を提供した。	市内の当事者から利用されており、身近に相談できる場の提供に繋がっている。	継続	引き続き、相談しやすい環境づくりに努めていく。	人権・男女共同参画課	
④性的少数者の人たちの相談を受け止め、適切な支援につなげます。	10	人権啓発推進事業 (パートナーシップ宣誓制度)【再掲】	○互いが人生のパートナーであることを宣誓した性的少数者のカップルに、パートナーシップ宣誓書受領証を交付した。 宣誓制度に関する転出・転入時の手続きを簡略化する都市間連携を横浜市、川崎市との間で行っている。 宣誓件数 57件 都市間連携件数 2件 (令和6年度末時点)	性的少数者の自分らしい生き方を後押しし、性の多様性に関する社会的な理解を促進した。	継続	都市間連携を広げ、手続の利便性を上げるよう努める。	人権・男女共同参画課	
	11	図書館における当事者支援の推進	○性別不合(性同一性障害)の方から申し出があった場合は、日常的に使用している「名」で利用者登録が出来る運用としている。	現状では性別不合(性同一性障害)の方のみが対象なので「氏」は変えられず、また図書館3館のみでの対応(相武台分館を含み、公民館図書室等を除く)としている。今後は適用事由の拡大等も課題になると思われる。	継続	今後の社会情勢の変化や利用者の要望、県内や近隣の公共図書館の対応状況も踏まえながら、必要に応じて検討していく。	図書館 相模大野図書館 橋本図書館	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	12	人権啓発推進事業 (LGBTsクローズドミーティング)【再掲】	○ソレイユさがみにてLGBTQ+クローズドミーティングを開催した。 企画・運営 からふるテラス 開催回数 5回 参加者 54名	からふるテラスとの共催により、性的少数者の当事者およびその家族を対象に、非公開の交流の場を設けることで、当事者等の悩みに寄り添うピアサポートの仕組みを構築し、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりの実現に寄与した。	継続	今後とも性的少数者のプライバシーに配慮しながら、性の多様性に関する社会的な理解を促進していく。	人権・男女共同参画課	
		○人権啓発推進事業(相談の実施)	○既存相談窓口にてジェンダーアイデンティティや性的指向に関する相談を実施した。	複数の相談窓口を設け、HPで周知するなど環境整備を行った。	継続	引き続き、相談窓口等の相談体制を維持し、HPで周知するなど相談しやすい環境づくりに努めていく。	人権・男女共同参画課	
	14	性感染症予防対策事業	○世界エイズデーに併せて、NPO法人「SHIP」にしているキャビンと連携し、男性間で性的接触がある方を対象としたHIV(エイズ)等の匿名無料検査・相談を実施した。 検査 16件 相談 16件	前年度と比較し受検者減少あり。12月のエイズデーに合わせてイベント検査を行う自治体も多く、休日開催している検査機関に入が集中した可能性があるため、開催する曜日・時間については今後も検討する。	継続	医療スタッフ確保等、検査体制維持について引き続き検討する。通常検査とは別のページにゲイやバイセクシャル向けのイベント検査を案内するページを作成している自治体もあり、事業周知方法についても見直しを図る。	疾病対策課	
	15	人権啓発推進事業 (LGBTsクローズドミーティング)【再掲】	○ソレイユさがみにてLGBTQ+クローズドミーティングを開催した。 企画・運営 からふるテラス 開催回数 5回 参加者 54名	からふるテラスとの共催により、性的少数者の当事者およびその家族を対象に、非公開の交流の場を設けることで、当事者等の悩みに寄り添うピアサポートの仕組みを構築し、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりの実現に寄与した。	継続	今後とも性的少数者のプライバシーに配慮しながら、性の多様性に関する社会的な理解を促進していく。	人権・男女共同参画課	

9 労働者の人権尊重に向けた取組の推進

施策の基本的方向

労働者の人権を尊重し、適性や能力に基づく雇用機会の均等化やハラスメントのない安心して働ける労働環境づくりを促進します。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

＜主な取組＞

- ・仕事と子育ての両立を目指し、家庭にやさしい取組をしている企業を表彰するとともに、ワーク・ライフ・バランス啓発及び女性の活躍の場を推進するためのセミナー等を開催した。
- ・県と連携し、ホームページなどで労働相談に係る市民周知を行った。

◎相談・支援の充実

＜主な取組＞

- ・県と連携し、労使関係、賃金、労働時間等の労働条件、解雇問題などの相談を実施した。
- ・障害のある方を対象に就労支援事業を実施した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況	
教育・啓発の推進								
①事業所内でのハラスメント研修等を支援し、働きやすい職場環境を促進します。	1	男女共同参画啓発事業(男女共同参画研修等支援事業)	○市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修等に講師を派遣した。 派遣回数 4回(2件)	新たな事業所から申込があり、前年度より1件増加した。	継続	より多くの事業所等に本事業が活用されるよう、更なる事業の周知に努めながら、引き続き実施していく。	人権・男女共同参画課	「2男女」にも掲載
②市や事業所等におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた啓発を推進します。	2	ワーク・ライフ・バランスの推進	○テレワークで使用するリモート用機器の貸与申請を、ポータルから随時申請可能とした。 ○ノー残業デーの実施など既存の取組を継続・徹底した。	テレワーク申請時の手続きの簡略化や時間外勤務の縮減に向けた取組を実施することができた。	継続	今後も取組を継続する。	人事・給与課	
	3	仕事と家庭の両立支援事業	○ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発等のため、仕事と家庭の両立を目指して働く女性等を支援するセミナーや、女性の活躍の場を拡大するための就労支援セミナー等を実施した。 ①仕事と家庭両立支援 実施回数(7回) 参加者数(191人) ②女性の活躍応援 実施回数(5回) 参加者数(68人) ○働きながら安心して育児や介護ができる地域社会を目指し、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組み、その成果をあげている企業を表彰した。 ・開催日 R7.2.4(火) ・表彰企業 4社 ・認定取得企業支援事業 アドバイザー派遣 5社 補助金交付 8社	セミナーを実施することにより、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の重要性の意識啓発を図ることができた。	継続	過去の参加人数やアンケート結果を確認し、参加者が興味や関心のある「仕事と家庭両立支援」や「女性の活躍応援」に関するセミナーを今後も定期的に企画・実施する。 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、今後も仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組み、その成果をあげている企業の表彰を継続的に行う。 認定取得企業支援事業については、令和6年度から(公財)相模原市勤労者福祉サービスセンターに事業者への訪問による事業周知を委託した。 市内企業のくろみん認定取得に向けて、認定制度の周知を図る。	産業支援・雇用対策課	「2男女」にも掲載
③国や関係機関等と連携して、労働者の権利を守るため、事業所等に対する啓発や情報提供を推進します。	4	労働相談に係る情報提供	○労働相談について市ホームページで周知した。	神奈川県と連携し、ホームページなどで労働相談に係る市民周知を行った。	継続	今後も、ホームページなどで、労働相談を周知していく。	区政推進課 中央区役所区政課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
相談・支援の充実								
④国や関係機関と連携し、労働やハラスメントに対する相談の充実など、労働者の立場からの支援を推進します。	5	労働相談	○労使関係、賃金、労働時間等の労働条件、解雇問題などの相談を実施した。 ・中央区役所市民相談室 相談日:木曜日 相談件数:92件	神奈川県と連携し、労働者の相談に対し適切に対応ができた。	継続	引き続き、実施していく。	区政推進課 中央区役所区政策課	
⑤障害のある人、女性、若者、外国人など、それぞれに応じた就労支援を推進します。	6	無料職業紹介事業	○相模原市就職支援センターにおいて、就職が困難な方々に対し、それぞれの状況に応じた就労支援事業を実施した。 就職相談件数5,148件 就職者数330人	就労に関する相談対応等を通じ、就労に関する適切な支援を実施することができた。	継続	引き続き、実施していく。	産業支援・雇用対策課	「4高齢者」にも掲載
	7	障害者就労支援事業	○障害者支援センター松が丘園において、障害のある方を対象に就労支援事業を実施した。 新規相談者件数147件 就労者数61人	障害のある方に応じた就労支援をすることで就労へとつながった。	拡充	障害就労の普及啓発事業を実施するなど今後更なる就労支援を推進する。	高齢・障害者福祉課	「3障害のある人」にも掲載

10 災害に起因する人権問題に対する取組の推進

施策の基本的方向

地域における防災訓練等を通じ、教育・啓発に取り組みます。
また、高齢者や障害のある人、外国人など、災害時に援護を要する人の人権に配慮した支援体制や、避難所の生活環境の充実に取り組みます。
復興段階においても、すべての人の人権が適切に守られるよう、人権に配慮した取組を進めます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・自主防災組織及び避難所運営協議会の活動を支援した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・9都県市合同防災訓練の一環として災害ボランティアセンターの受付から活動までを体験する訓練を実施した。
- ・協定を締結している災害時要援護者支援組織に対し「同意者名簿」の更新を行った。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①地域における防災訓練や避難所運営訓練等の実施を促進します。	1	災害時医療救護体制整備事業	○「相模原市災害時医療救護マニュアル」に基づき、救護所訓練を実施した。 ○医療関係者等に対して、相模原市災害医療コーディネート研修を実施した。	行政職員・医療関係者の災害時における連携について理解を深めることができた。	継続	・市災害時保健医療調整本部の円滑な運営のため、本部要員の育成及び資機材の準備、グループ体制の見直し検討が必要である。 ・救護所の開設・運営をスムーズに遂行するため、研修等を積み重ね、担当職員の習熟度の向上が必要である。 ・透析施設をはじめ医療機関の稼働状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集手段(EMIS)への理解と連絡体制の整備が必要である。 ・災害時における連携強化を見込めるため、継続的に実施していくこととする。	医療政策課
	2	自主防災組織等活動支援事業	○自主防災組織等の活動を支援するため、活動経費の補助等を実施した。 ・自主防災組織及び避難所運営協議会の支援育成 ・自主防災組織が行う防災活動に要する経費に対する補助金 自主防災組織 緑 88団体 5,831千円 中央 110団体 5,014千円 南 122団体 8,248千円 ・避難所運営協議会が防災活動の充実を図るために実施する避難所運営訓練等に要する経費に対する補助金 避難所運営協議会 緑 23団体 2,107千円 中央 20団体 1,681千円 南 25団体 2,381千円	自主防災組織及び避難所運営協議会が実施する防災訓練等の経費を補助することにより、地域防災力の向上につながっている。	継続	今後も継続して支援していく。	緑区役所地域振興課 中央区役所地域振興課 南区役所地域振興課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での 掲載状況
相談・支援の充実								
②高齢者や 障害のある 人、外国人な ど、災害時に 援護を要す る人に対し、 関係団体や ボランティア と連携し、相 談・支援にあ たります。	3	外国人への 防災啓発	○外国人の防災意識向上 のため、防災関連事業を実 施した。 ・外国人支援相談窓口設置 及び災害情報収集・発信訓 練 開催日:令和7年2月14 日 参加人数:24人 ・日本語教室での啓発活 動:令和6年7月13日 (土)、10月19日(土)、令 和7年1月16日(木) ・国際交流フェスティバル での啓発活動:令和6年10 月6日(日)	参加者を増やす必要があ る。	継続	ホームページやSNSなど を活用し、周知を図る。	さがみはら国際 交流ラウンジ	
	4	災害ボラン ティア推進 事業	○社会福祉協議会が実施 する災害救援ボランティア 育成事業、災害ボランティ アネットワーク活動への支 援事業費の助成を行った。 ・養成講座等の開催 参加者 6人 ・9都県市合同防災訓練の 一環として災害ボランティ アセンターの受付から活動 までを体験する訓練の実 施 参加者 8人 ・福祉体験講座の開催につ いて講師派遣協力 72回 ・「みんなの防災フェス！い ざという時のヒーロー に！」におけるブースの展 示 観覧者約130人	助成を行うことにより、講 座の開催による地域の防 災力の向上や、協定に基づ く会議を通し、平常時から 関係機関と連携を図るこ とによる災害時における 体制の構築を図ることが できた。	継続	引き続き各事業への助成 を行っていく。	地域包括ケア推 進課	
③多様な媒 体や手段を 通じて災害 時における 情報提供に 取り組みま す。	5	災害情報伝 達事業	○「一斉情報配信システム」 を活用し、ひばり放送、緊 急速報メール、防災メー ル、tvkデータ放送、X(旧 Twitter)等の多くの情報 媒体への配信を実施した。 また、防災メールと連動し て相模原市公式LINEアカ ウトに情報を配信できる 仕組みを構築している。 ・防災メール登録者数 令和6年度末:110,156 人 令和5年度末:113,504 人 令和4年度末:117,686 人 ・LINE登録者数 令和6年度末:51,965人 令和5年度末:47,511人 令和4年度末:42,225人 ・X(旧Twitter)登録者数 令和6年度末:19,069人 令和5年度末:17,375人 令和4年度末:16,610人	防災メールの登録者数が 減少している一方、LINE やXの登録者数は増加傾 向であり、災害情報の入手 手段の多様化がみられる。	継続	引き続き、様々な情報伝達 手段について、機会を捉え て市民に周知し、利用を促 す。	危機管理統括部	
④地域全体 で災害時要 援護者を見 守り、支援す る体制づく りを促進しま す。	6	災害時要援 護者避難支 援事業	○協定を締結している災 害時要援護者支援組織に 対し「同意者名簿」の更新 を行った。 ○検討中の自治会に対し て、資料送付や説明を行っ た。 締結自治会数 35自治 会	自治会等の支援組織に対 し、災害時に迅速に避難行 動をとることが困難な要 介護者や障害者などを記 載した「同意者名簿」を提 供することで自治会等(近 隣にお住まいの方)がサ ポートする仕組みを支援す ることができた。 新規締結を検討される自 治会もあるが、締結自治会 数が伸び悩んでいる。	継続	引き続き、啓発の機会を捉 え、周知を図っていく。	生活福祉課	
⑤プライバ シーへの配 慮など、避難 所における 生活環境の 充実に取り 組めます。	7	女性視点か らの防災対 策	○避難所運営における女 性の参画について、性別や 年齢、立場に依らず分担 することを含め、避難所運 営マニュアルや防災活動事 例集へ記載した。	避難所運営マニュアルや防 災活動事例集への記載に より、避難所における女性 の参画について周知する ことができた。	継続	引き続き、様々な手段によ り女性視点からの防災対 策について理解促進に取り 組む。	危機管理統括部	

11 貧困や生活困窮に関する取組の推進

施策の基本的方向

貧困による格差の解消に向け、地域社会との連携のもと、生活に困窮している人を社会全体で支える取組を進めます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

・市ホームページに生活保護制度に関する情報を掲載したほか、生活保護制度周知のポスターを作成し掲示した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

・生活保護受給者に対し、生活立て直しに向けた就労支援、健康管理支援事業等を実施した。
 ・多様で複合的なニーズに応えるため、生活困窮者自立支援制度を活用し、安定した生活を営むための住居確保のほか、自立に向けた求職活動や就労準備、社会参加の機会の提供等の就労支援を実施した。
 ・各福祉相談窓口の職員で構成する「重層的支援会議」を開催し、地域では解決できない、複合化・複雑化した課題解決に向けた検討、意見交換を行った。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①貧困問題について関心を高め、支援の輪が広がるよう社会意識の醸成に取り組めます。	1	生活保護・生活困窮者自立支援事業(生活困窮者自立支援相談窓口の周知)	○関係機関や民生委員等に生活困窮者自立支援相談窓口周知用のチラシの配布を行ったほか、関係機関との会議等の場で制度説明等を実施した。	周知により相談窓口への認知度が高まり、自立支援相談窓口への相談に繋がったと考えている。支援の必要な方で相談に繋がっていない方への更なる効果的な周知方法が課題と考えている。	継続	引き続き、実施していく。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課
②生活保護制度等への理解が深まるよう情報発信に取り組めます。	2	生活保護の適正な実施(生活保護制度の周知)	○市ホームページに生活保護制度に関する情報を掲載したほか、生活保護制度周知のポスターを作成し掲示した。民生委員児童委員連絡協議会等にて制度の説明を行った。	ポスターの作成等により、生活保護の申請は国民の権利であることを周知することができ、生活保護制度への理解を深めることができた。	継続	生活保護制度の周知により、制度に対する理解を深めることができたと考えられるため、取組を継続する。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課
相談・支援の充実							
③地域、関係団体等と連携し、生活困窮者の相談・支援に取り組めます。	3	生活保護・生活困窮者自立支援事業(就労支援、健康相談等)	○生活保護・生活困窮者の自立支援等に関する取組方針に基づき、庁内関係課、関係機関や民間団体等との連携により、就労支援、健康相談、生活保護の適正な実施を始め、総合的な施策の推進を図った。	生活保護者及び生活困窮者に対し、生活立て直しに向けた就労支援、健康管理支援等を行い、自立の助長につなげることができた。	継続	生活保護利用者、生活困窮者の自立において、就労や健康の維持は必要不可欠なものであることから、自立助長にかかせない支援であるため今後も継続する。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課
④生活保護制度利用者や生活困窮者の尊厳や自己決定権を尊重した支援に取り組めます。	4	生活保護の適正な実施	○生活保護を必要とする世帯に対して、適正な保護を実施するとともに、生活保護制度利用者のための支援事業の充実を図った。	生活保護受給者自立の助長につなげることができた。	継続	引き続き、実施していく。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課
	5	生活困窮者自立支援事業	○多様で複合的なニーズに応えるため、生活困窮者自立支援制度を活用し、安定した生活を営むための住居確保のほか、自立に向けた求職活動や就労準備、社会参加の機会の提供等の就労支援を実施した。 新規相談件数 1,036件 プラン作成件数 198件	多様で複合的なニーズを抱えている生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、担当課との連携による緊き支援を行うことができた。生活困窮者自立支援法に基づく事業において、生活困窮者に対して、現金給付を行う事業は住居確保給付金の支給以外ないことから、生活費等の現金給付を求める相談に対応が出来ないことに苦慮している。	継続	生活困窮者自立支援法に基づき引き続き実施する。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
⑤生活困窮者の自立が促進されるよう、互いに支え合う地域づくりを推進します。	6	重層的支援会議の開催	○自立支援相談窓口、地域包括支援センター、障害者相談支援キーステーション等の各福祉相談窓口の職員で構成する「重層的支援会議」を開催し、地域では解決できない、複合化・複雑化した課題解決に向けた検討、意見交換を行った。 開催実績 3回開催	本市における包括的支援体制の整備に関する方向性等について議論を行うとともに、複合化・複雑化する課題について相談窓口の連携体制等の検討を行うことができた。	継続	包括的支援体制の構築を推進するため、重層的支援会議を開催し、引き続き、生活困窮者を含む、複合化・複雑化した課題を抱える人や世帯に対する支援を検討する。	地域包括ケア推進課	
⑥子どもの学習機会を保障する取組を進めます。	7	子どもの居場所総合相談窓口	○無料学習支援や子ども食堂などの運営団体による地域主体の子どもの居場所づくりを推進するため、「子どもの居場所総合相談窓口」について社会福祉協議会に委託し、窓口を設置することで、団体が活動しやすい環境づくりを推進した。 ・子どもの居場所総合相談窓口(相談件数:2,108件) ・セミナーや啓発イベントの開催 ・運営団体情報交換会の実施(各区1回) ・教科書・備品の貸与、傷害・賠償責任保険の加入	地域主体の子どもの居場所の新規立ち上げ団体は前年比で無料学習支援団体が9団体増加し、地域と子どもの繋がりや学習の機会等の保障に資することができた。	継続	子どもの貧困対策につながる取組として、地域主体の子どもの居場所づくりを推進するため、団体が活動しやすい環境づくりを推進する。	こども・若者応援課	「1子ども」にも掲載
	8	相模原市子ども健全育成事業	○3区5会場で、生活困窮者世帯・生活保護利用者世帯に属する小学校6年生～高校年代の若者を対象に学習支援を実施した。 実施回数 169回 参加者数 実人数37人 延べ人数603人	勉強会の開催による学力向上支援や進路相談、社会性を身に付けるための支援等は自立に向けた効果があると評価している。	継続	生活困窮者世帯・生活保護利用者世帯に対し、学習支援・社会性の獲得支援等の効果が認められることから、今後も取組継続する。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課	

12 自殺や自死遺族に対する理解や支援に向けた取組の推進

施策の基本的方向

自殺や自死遺族に対する理解を深めるとともに、自死遺族等に寄り添った支援に取り組みます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

- ・市民、関係機関職員、市職員など様々な分野の者を対象に自殺を考えている人に対して相談窓口や専門家へつなぐゲートキーパーの研修を行った。
- ・インターネット検索された自殺に関連した用語に対して、検索連動広告を表示し、相談を促すとともに相談先を案内した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

- ・こころの健康に関する悩み等の電話等による相談や自死遺族支援等を実施した。
- ・自死遺族等関係者を対象とした集会を開催した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進							
①自殺を考えている人が発するサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて相談窓口や専門家へつなぐなど、自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りを促進するための取組を進めます。	1	人材育成(ゲートキーパー養成)	○ゲートキーパー研修(一般対象)を実施した。 回数 6回 延受講者数 309人 ○ゲートキーパー研修(市職員対象)を実施した。 回数 6回 延受講者数 352人	市民、関係機関職員、市職員など様々な分野の者を対象に研修が実施でき、実践につながる人材育成を行うことができた。	継続	引き続き、取り組んでいく。	精神保健福祉センター
	2	精神保健福祉相談・訪問指導事業 自殺総合対策事業(相談)	○精神保健福祉相談の中で、自殺念慮のある人への対応についての相談にも対応を行った。相談者の抱える不安を傾聴しつつ、相談者の立場でできる支援について具体的に助言を行った。 (該当項目に特化した実績把握なし)	直接的な実績はなかったものの、相談体制を整えておく必要がある。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課
	3	自殺予防教育の推進	○児童生徒を対象とした自殺予防教育用啓発リーフレットとして「かけがえのないあなたへ」児童用・生徒用、教職員用「リーフレット活用の手引き」の活用の周知した。	精神保健福祉センターで作成しているファイルを配付する際教員が説明を加えながら配付するよう促すことで、自殺予防について効果的に啓発できるよう努めた。	継続	ファイルの配付の際に、リーフレットの活用を行っている学校数を増やしていくよう周知していく。	学校教育課
	4	教職員研修事業	○養護教諭2年次研修講座にて実施した。 テーマ「児童生徒の心のケア」 開催日 令和6年8月2日 場所 集合研修 参加人数 10人	チーム対応の重要性を確認し、学校全体で一貫した対応を事例を基に検討することで、校内体制づくりのきっかけとなる研修となった。	継続	引き続き、事例を基に学校ができる対応について考えることのできる研修を行っていく。	教育センター
	5	自殺対策検索対応事業(検索連動型広告表示)	○インターネット検索された自殺に関連した用語に対して、検索連動広告を表示し、相談を促すとともに相談先を案内した。 対象:相模原市全域 期間:4月、8月～9月、令和7年1月～3月	・自殺相談の促し、相談窓口案内の機会が増えた。 ・検索ごと必ず本市相談窓口の案内が表示されるわけではないことが課題である。	継続	試行の3年を終了し、今後実施していく。	精神保健福祉課

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
②自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成するとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を進めます。	6	自殺対策強化月間等実施事業	○3月、9月を自殺対策強化月間の取組として啓発等を実施した。 ・広報さがみはら記事掲載 ・エフエムさがみでの啓発スポットCM放送 ・神奈中バス車内デジタルサイネージによる啓発動画放映 ・映画館幕間CMの放映 ・市自殺対策ホームページ「リブちゃんネル」で啓発動画の配信 ・公共施設での啓発コーナー設置 ・図書館の期限票での強化月間の周知 ・横断幕、懸垂幕の掲出 ・啓発用名札シールの貼付 ・こころの健康相談統一ダイヤルへの参加 ・職員ポータルへの広告画像掲載 ・神奈中バス車内啓発ポスターの掲示 ・ギオンスタジアム会場モニターでの啓発動画放映 ・自殺対策検察対応事業 ・市役所本庁舎ライトアップ	市民の理解を促進し、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、正しい知識の普及や互いを認め合う意識の醸成を図ることができた。	継続	引き続き、実施していく。	精神保健福祉課 精神保健福祉センター	
	7	自殺総合対策事業	○精神保健福祉センターが作成する自殺予防・自殺対策に関するリーフレットを各課窓口配架した。	自殺予防・自殺対策に係る周知啓発の一助となった。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	
相談・支援の充実								
③自殺の原因となるストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対処、心の健康の保持・増進等のため、相談体制の整備・充実に取り組みます。	8	当事者支援の充実	○こころの健康に関する悩み等の電話等による相談や自死遺族支援等を実施した。 ・こころのホットライン開設回数 359日 延相談件数 3,949件	自殺の危機が高まっている人に、傾聴を主体とした相談対応により、生きづらさを軽減すると共に、心の健康の保持増進が図られた。	継続	引き続き、実施していく。	精神保健福祉センター	
	9	精神保健福祉相談・訪問指導事業 自殺総合対策事業 (メンタルヘルス相談/情報提供)	○直接、精神疾患の診断につながるような状態ではなくてもメンタルヘルスの視点で相談者が安心できるような対応を行った。 ○こころの不調が精神疾患の兆しとなる場合も多く、適切な医療サービスの利用につながるよう、必要な助言や情報提供を行った。 精神保健相談件数(全体)(参考値) 緑 1,389件 中央 3,770件 南 3,884件 津久井 1,166件	個別の状況に応じて適切な情報提供を行うことができた。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
④自死遺族等関係者に対する支援に取り組みます。	10	自死遺族支援の充実	○家族等身近な人を自死で亡くした方を対象に、「自死遺族の集い」を開催した。 実施回数 6回 参加者数 延べ20人	自死遺族が安心して胸の内を話すことができる機会となった。	継続	引き続き、実施していく。	精神保健福祉センター	
	11	精神保健福祉相談・訪問指導事業 自殺総合対策事業 (リーフレットによる周知)	○精神保健福祉センターが主催している『わかちあいの会』等の関連事業について、適宜、事業案内やリーフレットの窓口配架を実施した。	事業周知の一助となった。	継続	引き続き、実施していく。	緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課	

13 インターネットの普及に伴う人権課題に対する取組の推進

施策の基本的方向

差別を助長したり人権を侵害したりするような情報を発信しないよう、市民一人ひとりがモラルを守りインターネットを正しく利用するための教育や啓発に取り組めます。

具体的施策の方向性

◎教育・啓発の推進

<主な取組>

・市立全小中学校等において、情報教育を通して、個人情報の保護を含む、情報セキュリティ・モラルについて指導した。

◎相談・支援の充実

<主な取組>

・市ホームページや啓発冊子を利用して、インターネットの利用に関する注意喚起を行うとともに、相談窓口の案内を行った。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
教育・啓発の推進								
①インターネットの適切な利用や情報モラルに関する教育や啓発を推進します。	1	学校情報教育推進事業(情報教育の実施)	〇市立全小中学校等において、情報教育を通して、個人情報の保護を含む、情報セキュリティ・モラルについて指導を行った。	情報活用能力検定の結果から、インターネット等を活用した情報教育を通して、適切な利用方法に関する理解が深まっている。	継続	引き続き、継続していく。	教育DX推進課	
	2	学校情報教育推進事業(情報セキュリティ・モラルハンドブック)	〇ネットモラルに関する動画教材を更新し、それらを活用した授業モデルを掲載した情報セキュリティ・モラルハンドブックを新たに作成・発行し、研修等でその活用方法を周知した。また、児童生徒・保護者に対する情報モラル教室等を実施している。	情報セキュリティ・モラルに関する職員研修を実施し、ハンドブックの活用を推進した。そうした取組を通じて情報セキュリティ・モラルに関する知識の定着や態度等の育成の促進に努めた。	継続	引き続き、職員研修や児童生徒・保護者を対象にした講演会を実施し、情報セキュリティ・モラルに関する知識の定着や態度等の育成を図る。	教育DX推進課	
	3	人権啓発推進事業(啓発冊子)	〇啓発冊子「障害のある人と人権」、「外国人と人権」を作成し、ホームタウンチームとの連携事業で市民等に配布した。 作成部数 2,000部(障害のある人1,000部、外国人1,000部) 啓発日 ①令和6年10月20日 ②令和6年12月10日 場所 ①ギオンスタジアム ②相模大野駅、橋本駅	市ホームタウンチームと連携し、試合会場及び市内駅頭において人権啓発物品の配布等を実施し、障害者及び外国人の人権に関する課題について、多くの人に啓発することができた	継続	今後も、年度ごとにテーマを検討し、実施する。	人権・男女共同参画課	「3障害のある人」「6外国人市民」にも掲載
②インターネットを使いたいじめや個人情報の流出などのトラブルを未然に防ぐ取組を進めます。	4	学校情報教育推進事業(情報セキュリティ・モラルハンドブックの活用)	〇個人情報保護について記載した情報セキュリティ・モラルハンドブック及び解説書を道徳等の授業等で活用した。	情報セキュリティ・モラルハンドブック等を活用した授業等の実践があり、教員のICT活用指導力等の実態調査において、安全に利用できるよう指導している成果が見られた。	継続	情報セキュリティ・モラルハンドブック等を活用した授業等の実践を繰り返し、今後の社会においても、コンピュータ等を安全に利用できるよう指導する。	教育DX推進課	
	5	学校情報教育推進事業(共有ドライブでの周知)	〇共有ドライブに格納した動画やスライド資料を活用し、児童生徒の個人情報保護に対する意識を高めることができた。	教員のICT活用指導力等の実態調査において、ネット犯罪やセキュリティに関する資料を活用した指導の成果が見られている。	継続	引き続き、共有ドライブに格納した動画やスライド等の資料を活用し、ネット犯罪やセキュリティに関する知識の定着を図り、それらに関わる態度を育成する。	教育DX推進課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
相談・支援の充実								
③法務局等の相談窓口を周知するとともに、関係団体等の連携による相談・支援に取り組めます。	6	人権相談事業	○人権擁護委員による人権相談を実施した。 ・緑区役所市民相談室 第4金曜日 ・中央区役所市民相談室 第1金曜日 ・南区役所市民相談室 第2水曜日 ・津久井まちづくりセンター 第2水曜日 相談方法:窓口 相談件数:5件	法務局と連携し、人権相談を開催し、相談者の相談に適切に対応することができた。	継続	今後も、ホームページなどで、人権相談を周知していく。	区政推進課 各区役所区政策課 津久井まちづくりセンター	「5同和」にも掲載
	7	インターネット上の人権侵害に対する啓発	○市ホームページや啓発冊子を利用してインターネットの利用に関する注意喚起を行うとともに、相談窓口の案内を行った。	相談内容に応じた相談先について案内することができた。	継続	今後も、ホームページや啓発冊子を利用した注意喚起を行うとともに、相談窓口の周知を行う。	人権・男女共同参画課	
	8	相模原市人権尊重のまちづくり条例(不当な差別的言動の拡散防止措置)	○相模原市人権尊重のまちづくり条例に基づき、本邦外出身者及び障害者に対する不当な差別的言動について、インターネットモニタリングを実施し、拡散防止措置を講じる取組を行った。 措置件数:0件	条例の施行に合わせ円滑に開始することができた。今後、ノウハウを蓄積していく必要がある。	継続	条例に基づき、適切に制度を運用していく。	人権・男女共同参画課	「3障害のある人」「6外国人市民」にも掲載

14 様々な人権課題に対する取組の推進

施策の基本的方向

これらの人権問題や今後、新たに生じる人権問題等についても、それぞれの問題の状況に応じ、国や県、民間団体、ボランティア等と連携して、教育や啓発、相談・支援、その他必要な施策に取り組みます。

(1)犯罪被害者等

<主な取組>

・「犯罪被害者等ワンストップ相談・支援窓口」を設置し、相談を実施したほか、犯罪被害者等に対し、経済的支援や日常生活支援等の各種支援を実施。

(2)刑を終えて出所した人

<主な取組>

・犯罪等の防止と罪を犯した人の更生への理解や犯罪等のない安全・安心な地域社会を築こうとする社会を明るくする運動月間において啓発事業を実施した。

(3)ホームレス

<主な取組>

・ホームレスが起居している場所を巡回し、健康・生活相談を行ったほか、フードバンクと連携し、食料の提供などを行った。

(4)拉致問題

<主な取組>

・北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、拉致問題啓発パネル展及び横断幕の掲示を実施した。

(5)先住民族

<主な取組>

・人権団体が開催したアイヌ民族に関する研修に市職員が参加した。

(6)人身取引(トラフィッキング)

<主な取組>

・国から送付のあった人身取引対策ポスターを公共施設等において掲示し、周知啓発を行った。

(7)その他の人権課題

<主な取組>

・人権総合相談窓口を開設し、人権相談専門調査員による人権侵害に悩む市民等からの相談の対応を実施した。

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
(1)犯罪被害者等							
行政・警察・支援団体等が連携し、犯罪被害者等の個々の事情に応じた切れ目のない支援に取り組めます。	1	犯罪被害者支援の充実(広報・リーフレット)	○犯罪被害者に係る「かながわ犯罪被害者サポートステーション」のリーフレットや「犯罪被害者週間の標語募集」のチラシなどを窓口配架するとともに、市ホームページや広報紙である「広報さがみはら」を通じて、市民に周知を図った。	窓口配架などを通じて、犯罪被害者支援に関する周知は行うことができた。今後も支援を必要とされる方に、周知が行き届くようにすることが必要である。	継続 今後も継続して周知活動に取り組む。	交通・地域安全課 緑区役所地域振興課 中央区役所地域振興課 南区役所地域振興課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での掲載状況
	2	犯罪被害者等支援事業(犯罪被害者等ワンストップ相談・支援窓口)	○「犯罪被害者等ワンストップ相談・支援窓口」を設置し、相談を実施したほか、犯罪被害者等に対し、経済的支援や日常生活支援等の各種支援を実施した。 ・相談窓口 受付日 月曜日から金曜日(祝日等・年末年始を除く) 受付時間 午前9時～午後5時 相談実数 57件(相談対応回数 延べ339回) ・経済的支援、日常生活支援等 支援件数 31件	犯罪被害者等に対し、相談及び支援を実施したことにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減に資することができた。	継続	今後も継続して相談・支援に取組む。	交通・地域安全課	
	3	犯罪被害者等支援事業(イベント、啓発等)	○相談窓口及び支援制度周知のため、庁内放送及び動画広告を実施した。(11月) ○犯罪被害者の置かれている状況や支援の重要性について理解を深めることを目的に、犯罪被害者週間に各種啓発事業を実施した。 ・犯罪被害者週間講演会 日時 11月29日 場所 相模女子大グリーンホール(参加者 92名) ・犯罪被害者週間図書館内展示(11/22～12/3) ・相模大野駅前キャンペーン(11/29) ・市役所本庁舎前キャンペーン(11/25) ・市役所本庁舎ロビーでの啓発展示(11/27～12/1) ・市広報紙での啓発(11/1号)	各種周知・啓発事業を通して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、理解促進に資することができた。	継続	今後も継続して周知・啓発活動に取組む。	交通・地域安全課	
	4	被害者支援ネットワーク会議への参加	○警察署が主催する犯罪被害者支援に係るネットワーク会議に参加し、情報を共有し連携を図った。 年1回	被害者の心情や取り巻く環境の変化など、情報共有を図ることができた。今後も会議を継続し、会員間での支援を連携させていく必要がある。	継続	今後も継続して会議に参加する。	緑区役所地域振興課 中央区役所地域振興課 南区役所地域振興課	
(2)刑を終えて出所した人								
再犯の防止に係る計画を策定するとともに、関係機関、団体等と連携し、罪や非行を犯した人が社会復帰しやすい環境づくりに取り組めます。	1	第二次相模原市再犯防止推進計画の進捗管理	○相模原市地域共生社会推進計画(第5期相模原市地域福祉計画(R6～R11))に市再犯防止推進計画を前計画と同様に位置づけ、進捗管理及を行った。	再犯防止に係る地域理解について課題があることが分かり、法務省や関係団体との協力を得ながら独立した章を設けることとした。 また、計画については、地域福祉推進協議会にて、有識者等の委員より意見をいただき、内容の充実を図ることができた。	継続	相模原市地域共生社会推進計画(第5期相模原市地域福祉計画(R6～R11))に位置付けているため、引き続き計画に基づき再犯防止に係る施策を実施するとともに、計画の進捗管理を行う。また、R8年度に計画の見直し、R11年度に次期計画の策定を行う予定。	生活福祉課 地域包括ケア推進課	
	2	社会を明るくする運動	○犯罪等の防止と罪を犯した人の更生への理解や犯罪等のない安全・安心な地域社会を築こうとする社会を明るくする運動期間において啓発事業を実施した。 ・街頭啓発キャンペーン 実施日 令和6年7月1日 場所 JR橋本駅、淵野辺駅・小田急線相模大野駅 ・啓発ブース設置(SC相模原連携事業) 実施日 令和6年7月12日 場所 相模原ギオンスタジオ ・広報活動 横断幕・懸垂幕の掲出、啓発ポスターの掲出 ホームページ、広報紙、FMさがみ、地域情報紙、神奈中バス内及び庁舎内デジタルサイネージ等を利用したPR	刑を終えて出所した人が社会復帰しやすい環境づくりに取り組むことができた。	継続	犯罪等のない安全・安心な地域社会を築くためには、犯罪や非行等の防止・罪を犯した人の更生への理解とつながる「社会を明るくする運動」による啓発活動を継続して実施する必要がある。	生活福祉課	

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)	所管課	他分野での掲載状況
(3)ホームレス							
ホームレスの基本的な人権を尊重し、健康面での支援や自立に向けた支援に取り組めます。	1	ホームレス医療費等支援	○ホームレスが外来受診し、他法他施策の活用が困難な場合に、医療費の支援を行う。 支給実績無し	直接的な実績はないものの、体制を整えておく必要がある。	継続	他法他施策の活用が困難な場合に、ホームレスの健康面での支援や自立に向けた支援につながるため、取組を継続する。	緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課
	2	ホームレスの巡回相談の実施	○ホームレスが起居している場所を巡回し、健康・生活相談を行ったほか、フードバンクと連携し、食料の提供などを行った。 またホームレスに係る市民通報があった場合には、関係課と連携し、支援を行った。 巡回訪問相談件数 12 回	・市内ホームレスの方に対する食材支援等を通じ、自立に向けた支援を行えた。 ・ホームレスの方がただちに入居できる居室が十分でないことから、居室の確保が課題となる事案がある。 ・毎月訪問を行い、ホームレスの方の状況を把握することで、必要な支援の提供を随時行うことができた。	継続	今後も取組を継続する。	生活福祉課 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課
(4)拉致問題							
国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるため啓発活動を進めます。	1	人権・福祉教育担当者会等における周知	○人権・福祉教育担当者会、教職員研修会等において、拉致問題について正しい理解の促進及び、総合的な人権教育として推進することの周知を図った。	人権・福祉教育担当者会、教職員研修会等において、拉致問題について正しい理解の促進を図り及び、総合的な人権教育として推進することについて周知を図ることができた。 自分に身近な問題として捉えられるような話にすることに難しさを感じた。	継続	引き続き、人権・福祉教育担当者会、教職員研修会等において、拉致問題について正しい理解の促進及び、総合的な人権教育として推進することの周知を図っていく。	学校教育課
	2	人権啓発推進事業(拉致問題に係る周知啓発)	○本庁舎ロビーにおける拉致問題啓発パネル展、啓発動画の放映及び横断幕の掲示を実施した。 開催期間 パネル展、啓発動画の放映:令和6年12月10日～12月16日 横断幕:令和6年12月6日～12月27日 場所 市役所本庁舎	北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深める機会を提供することができた。	継続	今後も、より多くの市民に拉致問題に関する関心と認識を深めてもらうよう、機会を提供する手法を検討し、実施する。	人権・男女共同参画課
(5)先住民族							
アイヌ民族をはじめとする社会的少数者に対する理解を深めるため、教育や啓発に取り組めます。	1	人権啓発推進事業(社会的少数者に関する研修)	○人権団体が主催し、アイヌ民族出身の方により行われた研修(講座)に市職員が参加した。 講座数 1講座 参加者数 2人	アイヌ民族をはじめとする社会的少数者に対する理解を深め、職員の人権に関する意識の向上を図ることができた。	継続	今後も、情報収集や職員の人権に関する意識の向上のため継続する。	人権・男女共同参画課
(6)人身取引(トラフィッキング)							
人身取引は身近な問題であり、重大な人権侵害であるという認識を市民が深めるよう、正しい情報発信を推進します。	1	人権啓発推進事業(ポスター掲示)	○内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課から送付のあった人身取引対策ポスターを公共施設等において掲示した。	人身取引対策についての関心と認識を深める機会を提供することができた。	継続	今後も、より多くの市民に機会を提供する手法を検討し、実施する。	人権・男女共同参画課
(7)その他の人権課題							
市民の人権を守り、行政としての責任を果たすため、常に国際的な人権基準に対する視点を持ち、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させ、人権尊重を基調とする市政を推進します。	1	人権啓発講演会	○人権団体が主催する権啓発講演会を共催し、市民、市職員(教職員含む)、教育関係者に対し、人権啓発を行った。 開催日 令和6年10月24日 会場 市民会館 参加者数 434人	・共催による人権啓発講演会の開催を通じ、市民等へ人権尊重思想の普及啓発を図ることができた。また、職員の人権感覚を養うよい機会となった	継続	・今後も、市民等へ人権尊重思想の普及啓発を図るため、継続して実施する。	人権・男女共同参画課 教育総務室

具体的施策の方向性	No	事業名等	事業内容・実績	評価・課題	取組の方向性(今後の取組等)		所管課	他分野での 掲載状況
	2	相模原市人権尊重のまちづくり条例(人権総合相談事業の実施)	令和6年10月に人権総合相談窓口を開設し、精神保健福祉士などの資格を有する人権相談専門調査員による人権侵害に悩む市民等からの相談の対応を実施した。 相談件数:59件	人権総合相談窓口の周知に取り組むとともに、人権相談専門調査員のスキルアップを行う必要がある。	継続	人権相談専門調査員への研修に取り組む。	人権・男女共同参画課	